

審査事務規程の一部改正について（第 25 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
[WP29 第 176 回及び第 177 回会合関係]

- 座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、同規則第 8 改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

- 座席取付装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」の改正に伴い、同規則第 9 改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

- 灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された 3 法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64 において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第 148 号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第 149 号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第 150 号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

- 車両総重量が 8t を超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98 の 4、7-98 の 4、8-98 の 4]

対象車：令和 4 年 5 月 1 日以降の新型車

令和 6 年 5 月 1 日以降の継続生産車

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和元年 10 月 15 日国土交通省令第 40 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年 10 月 3 日国土交通省告示第 589 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年 5 月 28 日国土交通省告示第 68 号、令和元年 10 月 15 日国土交通省告示第 714 号）

3. 施行日

令和元年 10 月 15 日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次（略）			目次（略）		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1～1-2（略）			1-1～1-2（略）		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
き	(略)	(略)	き	(略)	(略)
	共通構造部 (協定規則第 0 号) 型式認証 実施要領	共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領につ いて（依命通達）（平成 31 年 3 月 29 日付け国自審第 2109 号）別添の共通構造部（協定規則第 0 号）型式認 証実施要領をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふ	福祉タクシー 車両	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の 構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 国土交通省令第 111 号）第 1 条第 1 項第 14 号に規定 する福祉タクシー車両をいう。	ふ	福祉タクシー 車両	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の 構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 国土交通省令第 111 号）第 1 条第 1 項第 13 号に規定 する福祉タクシー車両をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ほ	(略)	(略)	ほ	(略)	(略)
	放射性物質等	放射性同位元素等 <u>の規制</u> に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項の放射性同 位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条 第 2 項の核燃料物質及びそれによって汚染されたもの をいう。		放射性物質等	放射性同位元素等 <u>による放射線障害の防止</u> に関する 法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条 の 3 第 1 項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核 燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 法律第 166 号）第 2 条第 2 項の核燃料物質及びそれによ って汚染されたものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
よ	(略)	(略)	よ	(略)	(略)
	幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車であつて、次に掲 げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 大人の乗車設備（運転者席及びこれと並列の座席 を <u>除く</u> 乗車設備をいう。以下本欄において同じ。） を最大に利用した場合において、残された幼児の乗		幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車であつて、次に掲 げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 大人の乗車設備（運転者席及びこれと並列の座席 を <u>含む全ての</u> 乗車設備をいう。以下本欄において同 じ。）を最大に利用した場合において、残された幼

新			旧		
		車設備の床面積（座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。）が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。 <u>この場合において、非常口及び乗降口（7-47-1（2）に規定するものに限る。）附近に備える保護者用座席（各 1 席に限る。）については大人の乗車設備に含めないことができる。</u> ② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員が、大人の乗車設備に乗車し得る人員 <u>を超えるものである</u> こと。			児の乗車設備の床面積（座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。）が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。 ② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員の <u>重量</u> が、大人の乗車設備に乗車し得る人員 <u>の重量より大きい</u> こと。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	(略)	(略)	G	(略)	(略)
	GTR2	<u>二輪自動車排出ガスに関する世界統一技術規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	UN R85	<u>原動機出力測定に係る協定規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	UN R148	<u>信号灯火の統一規定に係る協定規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
	UN R149	<u>照射灯火の統一規定に係る協定規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
	UN R150	<u>反射器の統一規定に係る協定規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
	UN R151	<u>側方衝突警報装置に係る協定規則をいう。</u>		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1-3-1 (略)

1-4 (略)

1-5 燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たす燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

(略)	(略)
-----	-----

備考

1 「鉛が検出されないこと」とは、日本産業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。

2 (略)

1-3-1 (略)

1-4 (略)

1-5 燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たす燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

(略)	(略)
-----	-----

備考

1 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。

2 (略)

新

3「酸素分」とは、日本産業規格 K2536 号の 2、日本産業規格 K2536 号の 4 又は日本産業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。

4「セタン指数」とは、日本産業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。

5「90%留出温度」とは、日本産業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

6「酸価」とは、軽油 1g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本産業規格 K2501 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。

7（略）

1-6（略）

第 2 章～第 4 章（略）

第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2（略）

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
(略)	(略)	(略)
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車（20-1. に掲げる自動車を除く。）	騒音規制に適合している旨、近接排気騒音規制値及び全輪駆動である旨	平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成 13 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB、全輪駆動
(略)	(略)	(略)

備考（略）

(2) ～ (5)（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4（略）

旧

3「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の 2、日本工業規格 K2536 号の 4 又は日本工業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。

4「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。

5「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

6「酸価」とは、軽油 1g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本工業規格 K2501 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。

7（略）

1-6（略）

第 2 章～第 4 章（略）

第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2（略）

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
(略)	(略)	(略)
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車（20-1. に掲げる自動車を除く。）	騒音規制に適合している旨、近接排気騒音規制値及び全輪駆動の有無	平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB、全輪駆動
(略)	(略)	(略)

備考（略）

(2) ～ (5)（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4（略）

新	旧
第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-21（略） 6-22 燃料装置 7-22 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03- <u>S2</u> の 5. 及び 6. 又は燃料タンクに UN R34-03- <u>S2</u> のパートⅢに基づく Ⓔマークを有するものにあつては、UN R34-03- <u>S2</u> の 13. に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第 12 条 <u>第 3 項</u> 関係） ①～②（略） (2) (1) に規定する UN R34 の 5. の審査において、次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。 ① UN R34 の 5. 2. は、燃料タンク及び燃料タンクに直接取付けられた部品に加工がなく、ボルト等により確実に固定されていれぱよい。（燃料タンクが UN R34-03- <u>S2</u> に適合している場合に限る。） ②～④（略） ⑤ <u>UN R34 の 5. 8. は、給油口が、客室、荷物室またはエンジンルームの中に位置しないものであればよい。</u> ⑥～⑦（略） 6-23～6-24（略） 6-25 電気装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02- <u>S4</u> の 5. 及び 6. （7-25-1-1（4）の自動車にあつては、UN R100-02- <u>S4</u> の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6. ）に定める基準。 なお、UN R100-02- <u>S4</u> の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） (2)（略） 6-26～6-40（略） 6-41 座席ベルト等	第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-21（略） 6-22 燃料装置 7-22 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は燃料タンクに UN R34-03 のパートⅢに基づく Ⓔマークを有するものにあつては、UN R34-03 の 13. に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第 12 条 <u>第 3 号</u> 関係） ①～②（略） (2) (1) に規定する UN R34 の 5. の審査において、次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。 ① UN R34 の 5. 2. は、燃料タンク及び燃料タンクに直接取付けられた部品に加工がなく、ボルト等により確実に固定されていれぱよい。（燃料タンクが UN R34-03 に適合している場合に限る。） ②～④（略） <u>（新設）</u> ⑤～⑥（略） 6-23～6-24（略） 6-25 電気装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02- <u>S3</u> の 5. 及び 6. （7-25-1-1（4）の自動車にあつては、UN R100-02- <u>S3</u> の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6. ）に定める基準。 なお、UN R100-02- <u>S3</u> の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） (2)（略） 6-26～6-40（略） 6-41 座席ベルト等

新	旧
7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-41-2 <u>(7) に規定する</u>座席ベルトの取付装置については、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 <u>(乗車定員 10 人以上のものに限る。)</u>、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-41-2 <u>(9) に規定する</u>座席ベルトについては、UN R16-08 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 <u>(乗車定員 10 人以上のものに限る。)</u>、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 <u>(5)</u> ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</u> ① <u>令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車</u> <u>特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u>	7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-41-2 <u>(5) の自動車に備える</u>座席ベルトの取付装置については、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 <u>及び</u>高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-41-2 <u>(7) の自動車に備える</u>座席ベルトについては、UN R16-07-S3 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 <u>(4)</u> ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-07-S2 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 <u>(新設)</u>

新	旧		
<u>イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u>			
6-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-<u>08</u> の 8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ① (略) ② UN R16-<u>08</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-<u>08</u> の <u>15.4.2.</u> に定める座席に備えるもの ア～イ (略) (2) ～ (3) (略)	(略)	6-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-<u>07-S3</u> の 8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ① (略) ② UN R16-<u>07-S3</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-<u>07-S3</u> の <u>15.6.</u> に定める座席に備えるもの ア～イ (略) (2) ～ (3) (略)	(略)
(略)			
(略)			
6-43～6-52 (略)	6-43～6-52 (略)		
6-53 騒音防止装置 7-53 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車（平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-<u>S7</u>（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、	6-53 騒音防止装置 7-53 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車（平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-<u>S6</u>（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、		

新	旧
試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) の 6. (6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。 <u>(3) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）については (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であること。(適用関係告示第 27 条第 25 項関係)</u> ① 細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 72dB を超える騒音を発しない構造であること。 ② 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 73dB を超える騒音を発しない構造であること。 <u>(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S5 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。</u> ただし、UN R51-03-S5 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) <u>(5) (略)</u> <u>(6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (4) の規定中 UN R51-03-S5 を UN R51-03-S2 に読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係)</u> ①～③ (略) <u>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (4) の規定中フェーズ 2 をフェーズ 1 に読み替えることができる。</u> ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S5 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略)	試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) の 6. (6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。 <u>(新設)</u> <u>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S4 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。</u> ただし、UN R51-03-S4 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (3) の規定中 UN R51-03-S4 を UN R51-03-S2 に読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係)</u> ①～③ (略) <u>(6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (3) の規定中フェーズ 2 をフェーズ 1 に読み替えることができる。</u> ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S4 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略)

新	旧
6-54～6-55（略） 6-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) <u>自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては、</u>細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」<u>に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、</u>細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。 <u>ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 8 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、</u>細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、<u>Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係）</u> <u>① 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、CO については 2.170g/km、THC については 1.400g/km、NOx については、0.350g/km</u> <u>② 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、CO については 2.170g/km、THC については 0.630g/km、NOx については、0.450g/km</u> (2) <u>ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、(1) の規定にかかわらず、令和元年 10 月 3 日付け国土交通省告示第 589 号による改正前の細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）</u>	6-54～6-55（略） 6-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止に係る車載式故障診断装置の技術基準」<u>及び</u>細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害<u>のある</u>ガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準 <u>（新設）</u>
6-57～6-61（略） 6-62 走行用前照灯 7-62の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」<u>又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改</u>	6-57～6-61（略） 6-62 走行用前照灯 7-62の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」）に定める基準。

新	旧
<u>正前の細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u>に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の自動車の前照灯等、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、側方反射器、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 3. 23. の規定は適用しない。 ② 平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 5. 4. 1. の規定は適用しない。 また、同規定 4. 5. 5. については平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。 ③ 平成 24 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の前部反射器及び後部反射器については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 3. 19. の規定にかかわらず、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の基準 3. 19. の規定に適合するものであればよい。 ④ 平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 5. 3. の規定にかかわらず、後退灯の数は 2 個以下であればよい。 ⑤ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の尾灯については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u>の 4. 12. 3. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4. 12. 3. の規定に適合するものであればよい。 ⑥ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の制動灯については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 9. 3. 1. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4. 9. 3. 1. の規定に適合するものであればよい。 ⑦ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の方向指示器については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 6. 4. 2. の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4. 6. 4. 2. の規定に適合するものであればよい。 ⑧ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯</u>	ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の自動車の前照灯等、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、側方反射器、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 3. 23. の規定は適用しない。 ② 平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4. 5. 4. 1. の規定は適用しない。 また、同規定 4. 5. 5. については平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。 ③ 平成 24 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の前部反射器及び後部反射器については、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の基準の 3. 19. の規定に適合するものであればよい。 ④ 平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4. 5. 3. の規定にかかわらず、後退灯の数は 2 個以下であればよい。 ⑤ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の尾灯については、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4. 12. 3. の規定に適合するものであればよい。 ⑥ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の制動灯については、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4. 9. 3. 1. の規定に適合するものであればよい。 ⑦ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の方向指示器については、平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4. 6. 4. 2. の規定に適合するものであればよい。 ⑧ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材については、平成 18 年 10 月 5 日付け国土交通省告示第 1203 号による改正前の<u>細目告示別添 52「灯</u>

新	旧
<u>火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</u> 4. 22. の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 5 日付け国土交通省告示第 1203 号による改正前の<u>基準</u> 4. 22. の規定に適合するものであればよい。 この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4. 22. 3. 3. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも 40%以上）」と読み替えることができる。 ⑨ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材であつて、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難なものについては、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 22. 5. 1. 2. 及び 4. 22. 5. 2. 2. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも 40%以上）」と読み替えることができる。 ⑩ 平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車のすれ違い用前照灯の点灯操作状態表示装置等については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 2. 8. の規定にかかわらず、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の基準 4. 2. 8. の規定に適合するものであればよい。 ⑪ 次に掲げる自動車の前照灯（配光可変型前照灯を除く。）については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 1. 2. 及び 4. 2. 2. の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 21 日付け国土交通省告示第 771 号による改正前の<u>基準</u> 4. 1. 2. 及び 4. 2. 2. の規定に適合するものであればよい。 ア～イ（略） ⑫ 次に掲げる自動車の前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 3. 7. 1. 、3. 22. 及び 3. 23. の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 21 日付け国土交通省告示第 771 号による改正前の<u>基準</u> 3. 7. 1. 、3. 22. 及び 3. 23. の規定に適合するものであればよい。 ア～ウ（略） ⑬ 平成 23 年 2 月 7 日以降の型式指定自動車以外の自動車の車室外乗降支援灯については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 25. の規定は適用しない。 ⑭ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 3. 27. の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添 3. 7. 1. 2. 2. の規定は適用	<u>火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</u> 4. 22. の規定に適合するものであればよい。 この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難な自動車にあっては、同基準 4. 22. 3. 3. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも 40%以上）」と読み替えることができる。 ⑨ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の再帰反射材であつて、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難なものについては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 22. 5. 1. 2. 及び 4. 22. 5. 2. 2. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するものにあつては少なくとも 40%以上）」と読み替えることができる。 ⑩ 平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車のすれ違い用前照灯の点灯操作状態表示装置等については、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の<u>基準</u> 4. 2. 8. の規定に適合するものであればよい。 ⑪ 次に掲げる自動車の前照灯（配光可変型前照灯を除く。）については、平成 21 年 7 月 21 日付け国土交通省告示第 771 号による改正前の<u>細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 4. 1. 2. 及び 4. 2. 2. の規定に適合するものであればよい。 ア～イ（略） ⑫ 次に掲げる自動車の前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器については、平成 21 年 7 月 21 日付け国土交通省告示第 771 号による改正前の<u>細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u> 3. 7. 1. 、3. 22. 及び 3. 23. の規定に適合するものであればよい。 ア～ウ（略） ⑬ 平成 23 年 2 月 7 日以降の型式指定自動車以外の自動車の車室外乗降支援灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 25. の規定は適用しない。 ⑭ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3. 27. の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添 3. 7. 1. 2. 2. の規定は適用しない。

新	旧
しない。 ア～ウ（略） ⑮ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.にかかわらず、平成 23 年国土交通省告示第 73 号による改正前の<u>基準</u>4.8.7.2.に適合するものであればよい。 ⑯ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに支持装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び4.2.7.7.の規定は適用しない。 ア～ウ（略） ⑰ 次に掲げる自動車については、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4.の規定は適用せず、同別添 4.8.1.の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月 9 日付け国土交通省告示第 147 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1.に適合するものであればよい。 ア～イ（略） (適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項、<u>第 22 項及び第 24 項</u>、適用関係告示第 30 条第 5 項、<u>第 10 項及び第 16 項</u>、適用関係告示第 31 条第 2 項、<u>第 6 項及び第 11 項</u>、<u>適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項</u>、適用関係告示第 32 条第 4 項、<u>第 7 項、第 9 項及び第 14 項</u>、適用関係告示第 33 条第 3 項、<u>第 6 項及び第 10 項</u>、<u>適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項</u>、<u>適用関係告示第 34 条第 6 項</u>、適用関係告示第 35 条第 6 項、<u>第 10 項及び第 14 項</u>、適用関係告示第 36 条第 3 項、<u>第 4 項及び第 9 項</u>、適用関係告示第 37 条第 5 項、<u>第 9 項、第 11 項及び第 15 項</u>、適用関係告示第 38 条第 5 項、<u>第 8 項及び第 12 項</u>、適用関係告示第 39 条第 5 項、<u>第 8 項及び第 12 項</u>、適用関係告示第 40 条第 2 項、<u>第 5 項及び第 9 項</u>、<u>適用関係告示第 41 条第 7 項</u>、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項、<u>第 4 項及び第 7 項</u>、<u>適用関係告示第 41 条の 3 第 10 項</u>、適用関係告示第 42 条第 5 項、<u>第 10 項、第 12 項及び第 17 項</u>、適用関係告示第 43 条第 3 項、<u>第 7 項及び第 12 項</u>、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項、<u>第 11 項及び第 14 項</u>、適用関係告示第 45 条第 8 項、<u>第 15 項、第 17 項、第 22 項及び第 23 項</u>、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項及び第 9 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係) (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、<u>UN R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.12. を除く。)、5.1. (クラス B 及び D に係るものに限る。)、5.2. 及び 5.3. に定める基準</u>、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に<u>備える前照灯については、UN</u>	ア～ウ（略） ⑮ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.にかかわらず、平成 23 年国土交通省告示第 73 号による改正前の<u>細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」</u>4.8.7.2.に適合するものであればよい。 ⑯ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに支持装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5. 及び 4.2.7.7.の規定は適用しない。 ア～ウ（略） ⑰ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4.の規定は適用せず、同別添 4.8.1.の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月 9 日付け国土交通省告示第 147 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1.に適合するものであればよい。 ア～イ（略） (適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項<u>及び第 22 項</u>、適用関係告示第 30 条第 5 項<u>及び第 10 項</u>、適用関係告示第 31 条第 2 項<u>及び第 6 項</u>、適用関係告示第 32 条第 4 項、<u>第 7 項及び第 9 項</u>、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項<u>及び第 10 項</u>、適用関係告示第 36 条第 3 項<u>及び第 4 項</u>、適用関係告示第 37 条第 5 項、<u>第 9 項及び第 11 項</u>、適用関係告示第 38 条第 5 項<u>及び第 8 項</u>、適用関係告示第 39 条第 5 項<u>及び第 8 項</u>、適用関係告示第 40 条第 2 項<u>及び第 5 項</u>、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項<u>及び第 4 項</u>、適用関係告示第 42 条第 5 項、<u>第 10 項及び第 12 項</u>、適用関係告示第 43 条第 3 項<u>及び第 7 項</u>、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項<u>及び第 11 項</u>、適用関係告示第 45 条第 8 項、<u>第 15 項、第 17 項及び第 22 項</u>、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項及び第 9 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係) (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に<u>あつては</u>UN R98-01-S9 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。

新	旧
<u>R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.2. (b) 及び 4.12.を除く。)、5.1.、5.2.及び 5.4.に定める基準、UN R98-01-S9 の 5.、6.及び 7.に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7.に定める基準とする。</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R149-00 の 5.1.、5.2.、5.3.及び 5.4.にかかわらず 3.5.1.1.</u>、UN R98-01-S9 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S8 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。<u>(適用関係告示第 29 条第 24 項関係)</u> ①～⑥ (略) 6-63～6-66 (略) 6-67 前部霧灯 7-67 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える前部霧灯については、<u>UN R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1.及び 4.5.2.2. (b) を除く。)</u> 及び <u>5.5.又は</u> UN R19-04-S10 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R149-00 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.及び</u> UN R19-04-S10 の 6.にかかわらず 10.3.5.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。<u>(適用関係告示第 30 条第 16 項関係)</u> ①～④ (略) 6-68 (略) 6-69 側方照射灯 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適	この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S9 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S8 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。 また、<u>交換式光源に関し、UN R98-01-S9 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-02 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、</u>交換式電球の受金形状は、<u>UN R98-01-S9 の 5.8.4.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.2.並びに UN R113-02 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、</u>定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑥ (略) 6-63～6-66 (略) 6-67 前部霧灯 7-67 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S10 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S10 の 6.にかかわらず、10.3.5.に適合するものであればよい。 また、<u>交換式光源に関し、UN R19-04-S10 の 5.6. (b) 及び 5.7.1.は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) 6-68 (略) 6-69 側方照射灯 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適

新	旧
合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える側方照射灯については、<u>UN R149-00 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。)</u> 及び <u>5.6. 又は UN R119-01-S6 の 5. (5.4.1. を除く。)</u>、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R149-00 の 5.6. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R119-01-S6 の 6. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-69-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。<u>(適用関係告示第 31 条第 11 項関係)</u> ①～③ (略)	合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S6 の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S6 の 6. にかかわらず <u>10.3.5. に適合するものであればよい。</u> また、<u>交換式光源に関し、UN R119-01-S6 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの（7-69-6 が適用されるものを除く。）については、この限りでない。 ①～③ (略)
6-70 低速走行時側方照射灯 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、<u>UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)</u> 及び <u>5.10. 又は UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R148-00 の 5.10. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R23-00-S22 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。<u>(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係)</u>	6-70 低速走行時側方照射灯 7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S22 の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S22 の 6.2. にかかわらず <u>9.2. に適合するものであればよい。</u> また、<u>交換式光源に関し、UN R23-00-S22 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。
6-71 車幅灯 7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、<u>UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)</u> 及び <u>5.1. (種別 A に係るものに限る。)</u> 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、<u>UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、</u>	6-71 車幅灯 7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。

新	旧
<u>4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.1.（種別A及びMAに係るものに限る。）又はUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.に定める基準。</u> この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.1.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R50-00-S20の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第13項、<u>第14項</u>関係） 6-72 前部上側端灯 7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00の4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.1.（種別AMに係るものに限る。）又は令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。（適用関係告示第33条第10項関係）</u> 6-72の2 昼間走行灯	この場合において、細目告示別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものと<u>し、UN R50-00-S20の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。</u> また、<u>交換式光源に関し、UN R50-00-S20の6.5.1.を適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず</u>、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第13項関係） 6-72 前部上側端灯 7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 6-72の2 昼間走行灯

新	旧
7-72 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.4. 又は UN R87-00-S20 (6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に限る。) に定める基準。</u> この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R148-00 の 5.4. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R87-00-S20 の 7. にかかわらず 13. 1.1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。<u>(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)</u>	7-72 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) UN R87-00-S20 (6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に限る。) に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S20 の 7. にかかわらず 13. <u>2.</u> に適合するものであればよい。 また、<u>交換式光源に関し、UN R87-00-S20 の 6.5. (6.5.2. 及び 6.5.3. を除く。) は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。
6-73 (略)	6-73 (略)
6-74 側方灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.7. 又は細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。</u> この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.7. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、</u>細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u> ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項、<u>第 14 項</u>関係)	6-74 側方灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項関係)
6-75 (略)	6-75 (略)
6-76 番号灯	6-76 番号灯

新	旧
7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、<u>UN R148-00 の 5. 11. にかかわらず 3. 5. 1. 1.、UN R4-00-S19 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。</u> また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにあっては、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項、<u>第 9 項</u>関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯に<u>ついては、UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)</u>及び 5. 11. (<u>クラス 2b に係るものに限る。)</u>又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (<u>クラス 2b に係るものに限る。)</u>に定める基準 ② 自動車(①<u>及び</u>③に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯に<u>ついては、UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)</u>及び 5. 11. (<u>クラス 2a に係るものに限る。)</u>又は UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (<u>クラス 2a に係るものに限る。)</u>に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯に<u>ついては、UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)</u>及び 5. 11. (<u>クラス 2 に係るものに限る。)</u>又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. (<u>クラス 2 に係るものに限る。)</u>に定める基準	7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S19 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10. <u>2.</u>並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、<u>UN R4-00-S19 の 5. 6. 1. 並びに UN R50-00-S20 の 6. 5. 1. は適用しないこととし、</u>交換式電球の受金形状は、<u>UN R4-00-S19 の 5. 6. 3. 並びに UN R50-00-S20 の 6. 5. 3. にかかわらず、</u>定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにあっては、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯に<u>あつては</u>UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (<u>種別 2b に係るものに限る。)</u>に定める基準 ② 自動車(①、③<u>及び</u>④に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯に<u>あつては</u>UN R4-00-S19 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (<u>種別 2a に係るものに限る。)</u>に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯に<u>あつては</u>UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. (<u>種別 2 に係るものに限る。)</u>に定める基準
6-77 尾灯 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、<u>UN R148-00 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)</u>及び 5. 2. (<u>種別 R1 及び R2 に係るものに限る。)</u>又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号によ	6-77 尾灯 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものに<u>あつては</u>細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に<u>あつては</u>UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。

新	旧
<u>る改正前の</u>細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車<u>に備える尾灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。)</u>又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものと<u>する。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、<u>第 15 項</u>関係) 6-78 後部霧灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.9. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1. の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2. 及び別紙に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 38 条第 12 項関係)</u> 6-79 駐車灯 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	この場合において、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものと<u>し、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。</u> また、<u>交換式光源に関し、UN R50-00-S20 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係) 6-78 後部霧灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1. の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2. 及び別紙に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 6-79 駐車灯 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
(1) (略) (2) <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.3. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)</u>	(1) (略) (2) 細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。
6-80 後部上側端灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</u>	6-80 後部上側端灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。
6-81 (略)	6-81 (略)
6-82 大型後部反射器 7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)	6-82 大型後部反射器 7-82 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)

新	旧
(2) 自動車に備える大型後部反射器については、<u>UN R150-00 の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。</u> ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに細目告示別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項) また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、<u>第 7 項関係</u>) ①～③ (略) 6-83 (略) 6-84 制動灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の<u>自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</u> この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</u> また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車に	(2) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに細目告示別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項) また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項) ①～③ (略) 6-83 (略) 6-84 制動灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の<u>ものにあっては</u>細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に<u>あっては</u> UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとし、<u>UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。</u> また、<u>交換式光源に関し、UN R50-00-S20 の 6.5.1. は適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、</u>交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車に

新	旧
については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、<u>第 17 項</u>関係) 6-85 補助制動灯 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。</u> この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</u> <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</u> 6-86 後退灯 7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>自動車に備える後退灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.8. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。</u> この場合において、<u>最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.8. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u> 最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 <u>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)</u>	については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係) 6-85 補助制動灯 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 6-86 後退灯 7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。

新	旧
6-87 方向指示器 7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、<u>UN R148-00 の 5.6.にかかわらず 3.5.1.1.</u>、UN R6-01-S29 の 6.にかかわらず 10. <u>1.1.</u>並びに UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、<u>第 23 項</u>関係) ① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器に<u>ついては、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)</u>及び<u>5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。)</u>又は UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器に<u>ついては、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)</u>及び<u>5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c 及び 12 に係るものに限る。)</u>、UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準 ③ 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 (セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の</u>細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準	6-87 方向指示器 7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S29 の 6.にかかわらず 10. <u>2.</u>並びに UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。 また、<u>交換式光源に関し、UN R6-01-S29 の 5.5.1.並びに UN R50-00-S20 の 6.5.1.は適用しないこととし、</u>交換式電球の受金形状は、<u>UN R6-01-S29 の 5.5.3.並びに UN R50-00-S20 の 6.5.3.にかかわらず、</u>定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項関係) ① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器に<u>あっては</u> UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器に<u>あっては</u> UN R6-01-S29 の 5.、6.、7. 及び 8. に又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準 ③ 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 (セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準
6-88～6-95 (略)	6-88～6-95 (略)
6-96 停止表示器材 7-96の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える停止表示器材については、<u>UN R150-00 の 4. 及び 5.9. 又は</u> UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。<u>(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)</u> (2) ～ (3) (略)	6-96 停止表示器材 7-96の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。 (2) ～ (3) (略)

新	旧
6-97～6-98 の 3 (略) 6-98 の 4 側方衝突警報装置 <u>7-98 の 4 の規定を適用する。</u> 6-99 後写鏡 7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準 ① 7-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S6 の 6. 2.、6. 3. (<u>6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。</u>) 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準 イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S6 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準 ② 7-99-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあつては次に掲げる基準 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S6 の 6. 1. (6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。)) は除く。) 及び 6. 3. (<u>6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。</u>) に定める基準。 この場合において、UN R46-04-S6 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」と読替えるものとする。 イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S6 の 15. に定める基準。 ただし、次に掲げる補正を行うことができる。 (ア) UN R46-04-S6 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 (イ) UN R46-04-S6 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (ウ) UN R46-04-S6 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、同規則 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (エ) UN R46-04-S6 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 2. で定める視界範囲を確認できる	6-97～6-98 の 3 (略) <u>(新設)</u> 6-99 後写鏡 7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準 ① 7-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S5 の 6. 2.、6. 3. 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準 イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S5 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準 ② 7-99-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあつては次に掲げる基準 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S5 の 6. 1. (6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。)) は除く。) 及び 6. 3. に定める基準。 この場合において、UN R46-04-S5 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」と読替えるものとする。 イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S5 の 15. に定める基準。 ただし、次に掲げる補正を行うことができる。 (ア) UN R46-04-S5 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 (イ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (ウ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、同規則 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (エ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 2. で定める視界範囲を確認できる

新	旧
後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。 (オ) UN R46-04-S6（15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。 ・ UN R46-04-S6 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの (3)（略） 6-100～6-116（略） 第 7 章 新規検査、予備検査又は構造変更検査 7-1（略） 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係） ①～③（略） ④ 車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置、7-100 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係） ⑤（略） (2)（略） (3) 外開き式の窓及び換気装置、<u>側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）</u>、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-100 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、<u>これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から 100mm を超えて</u>突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び	後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。 (オ) UN R46-04-S5（15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。 ・ UN R46-04-S5 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの (3)（略） 6-100～6-116（略） 第 7 章 新規検査、予備検査又は構造変更検査 7-1（略） 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係） ①～③（略） ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-100 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係） ⑤（略） (2)（略） (3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-100 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。（保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項関係、細目告示第 84 条第 4 項関係）

新	旧
後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。 (保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項関係、細目告示第84条第4項関係) ① (略) ② <u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-2～7-2-4 (略) 7-2-5 従前規定の適用① 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条第1項関係) 7-2-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-5-2で定めるものにあっては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。 ①～③ (略) ④ 車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤ (略) (2) (略) (3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、<u>側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)</u>、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)で測定するものとし、この場合において、<u>これらの装置(側方衝突警報装置を除く。)</u>にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、<u>側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)</u>にあっては、<u>その自動車の最外側から100mmを超えて</u>突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。 ① (略) ② <u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-5-2～7-2-5-3 (略) 7-2-6 従前規定の適用② 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条第2項関係)	① (略) ② 後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-2～7-2-4 (略) 7-2-5 従前規定の適用① 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条第1項関係) 7-2-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-5-2で定めるものにあっては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。 ①～③ (略) ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤ (略) (2) (略) (3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)で測定した<u>場合</u>において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。 ① (略) ② 後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-5-2～7-2-5-3 (略) 7-2-6 従前規定の適用② 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条第2項関係)

新	旧
7-2-6-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-6-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。 ①～③（略） ④ 車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤（略） (2)（略） (3) 外開き式の窓及び換気装置、<u>側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）</u>、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、<u>これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出してはならない。</u> ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。 ①（略） ② <u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-6-2～7-2-6-3（略） 7-3～7-12（略） 7-13 かじ取装置 7-13-1～7-13-10（略） 7-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第9項関係） 7-13-11-1 性能要件 7-13-11-1-1 テスタ等による審査 7-13-1-1に同じ。 7-13-11-1-2（略） 7-13-11-1-3 書面等による審査 (1) 7-13-1-3 (1) に同じ。	7-2-6-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-6-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。 ①～③（略） ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤（略） (2)（略） (3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。 ①（略） ② 後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-6-2～7-2-6-3（略） 7-3～7-12（略） 7-13 かじ取装置 7-13-1～7-13-10（略） 7-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第9項関係） 7-13-11-1 性能要件 7-13-11-1-1 テスタ等による審査 7-13-12-1-1に同じ。 7-13-11-1-2（略） 7-13-11-1-3 書面等による審査 (1) 7-13-12-1-3 (1) に同じ。

新	旧
(2) ～ (5) (略) 7-13-12 従前規定の適用⑧ 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 10 項関係) ①～⑤ (略) 7-13-12-1 性能要件 7-13-12-1-1～7-13-12-1-2 (略) 7-13-12-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5. 1. 6. 1. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5 の 5. (5. 1. 6. 1. を除く。) 及び 6. に適合するものとみなす。 ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u> (2) <u>7-13-12-1-1 により審査した際に適合するかじ取り装置は、(1) ③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。</u> (3) ～ (5) (略) 7-13-13 (略) 7-14 (略) 7-15 ट्रাক・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (3) (略) (4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(細目告示第 15 条第 7 項関係、細目告示第 93 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) ① (略) ② <u>指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u> ③～④ (略) 7-15-2～7-15-3 (略)	(2) ～ (5) (略) 7-13-12 従前規定の適用⑧ 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 10 項関係) ①～⑤ (略) 7-13-12-1 性能要件 7-13-12-1-1～7-13-12-1-2 (略) 7-13-12-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5. 1. 6. 1. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5 の 5. (5. 1. 6. 1. を除く。) 及び 6. に適合するものとみなす。 ① <u>7-13-1-3 (1) ①に同じ。</u> ② <u>7-13-1-3 (1) ②に同じ。</u> ③ <u>7-13-1-3 (1) ③に同じ。</u> (2) <u>7-13-1-3 (2) に同じ。</u> (3) ～ (5) (略) 7-13-13 (略) 7-14 (略) 7-15 ट्रাক・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (3) (略) (4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(細目告示第 15 条第 7 項関係、細目告示第 93 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) ① (略) ② 貨物の運送の用に供する <u>指定自動車等以外の自動車であって</u> 車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ③～④ (略) 7-15-2～7-15-3 (略)

新	旧
7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (13) (略) (14) 次に掲げる自動車については、7-15-18 (従前規定の適用⑭) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第37項、第52項関係) ① <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの(車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。) ②～⑤ (略) 7-15-5～7-15-15 (略) 【制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)(一部を除く)】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用(装備義務付け)】 7-15-16 従前規定の適用⑯ 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項、第44項、第52項関係) ①～③ (略) 7-15-16-1 装備要件 (1) ～ (3) (略) (4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの ②～③ (略) 7-15-16-2 (略) 7-15-17 (略) 【車両安定性制御装置(EVSC)装備義務の除外】 7-15-18 従前規定の適用⑰ 次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ① <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの(車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。) ②～⑤ (略) 7-15-18-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① (略)	7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (13) (略) (14) 次に掲げる自動車については、7-15-18 (従前規定の適用⑭) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第37項、第52項関係) ① 貨物の運送の用に供する<u>指定自動車等以外の自動車であって</u>車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの(車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。) ②～⑤ (略) 7-15-5～7-15-15 (略) 【制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)(一部を除く)】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用(装備義務付け)】 7-15-16 従前規定の適用⑯ 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項、第44項、第52項関係) ①～③ (略) 7-15-16-1 装備要件 (1) ～ (3) (略) (4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① 貨物の運送の用に供する<u>指定自動車等以外の自動車であって</u>車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの ②～③ (略) 7-15-16-2 (略) 7-15-17 (略) 【車両安定性制御装置(EVSC)装備義務の除外】 7-15-18 従前規定の適用⑰ 次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ① 貨物の運送の用に供する<u>指定自動車等以外の自動車であって</u>車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの(車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。) ②～⑤ (略) 7-15-18-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① (略)

新	旧
② <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ③～④ (略) 7-15-18-2 (略) 7-16～7-21 (略) 7-22 燃料装置 7-22-1 性能要件 7-22-1-1 (略) 7-22-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える <u>自動車</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>自動車</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であつて、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-01-<u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R94-03-<u>S1</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。	② 貨物の運送の用に供する <u>指定自動車等以外の自動車であって</u> 車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ③～④ (略) 7-15-18-2 (略) 7-16～7-21 (略) 7-22 燃料装置 7-22-1 性能要件 7-22-1-1 (略) 7-22-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える <u>もの</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>もの</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S1</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であつて、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-01-<u>S1</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S1</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R94-03 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。

新	旧
ア～エ（略） ⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。） にあつては、UN R95-03-<u>S7</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 ア～オ（略） ⑥（略） (4) ～ (5)（略） 7-22-2～7-22-8（略） 〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用〕 7-22-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 11 項関係） ①～②（略） 表（略） 7-22-9-1 性能要件 7-22-9-1-1（略） 7-22-9-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える <u>自動車</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>自動車</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝	ア～エ（略） ⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。） にあつては、UN R95-03-<u>S6</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 ア～オ（略） ⑥（略） (4) ～ (5)（略） 7-22-2～7-22-8（略） 〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用〕 7-22-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 11 項関係） ①～②（略） 表（略） 7-22-9-1 性能要件 7-22-9-1-1（略） 7-22-9-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える <u>もの</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>もの</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時

新	旧
突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】 7-22-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係） ①～②（略） 表（略） 7-22-10-1 性能要件 7-22-10-1-1（略） 7-22-10-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える <u>自動車</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>自動車</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】	等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】 7-22-10 従前規定の適用⑥ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 6 項関係） ①～②（略） 表（略） 7-22-10-1 性能要件 7-22-10-1-1（略） 7-22-10-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える <u>もの</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>もの</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】

新	旧
7-22-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 10 項関係) ①～② (略) 7-22-11-1 性能要件 7-22-11-1-1 (略) 7-22-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-<u>S2</u> の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える <u>自動車</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>自動車</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-<u>S2</u> の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-<u>S2</u> の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥ (略) (4) ～ (5) (略) 7-23 (略) 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-24-1 性能要件 7-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略)	7-22-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 10 項関係) ①～② (略) 7-22-11-1 性能要件 7-22-11-1-1 (略) 7-22-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える <u>もの</u> 及びその形状が当該自動車の形状に類する <u>もの</u> 並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥ (略) (4) ～ (5) (略) 7-23 (略) 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-24-1 性能要件 7-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略)

新

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示

旧

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
(新設)	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示

新

第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

旧

第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
(新設)	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

7-24-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係）

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に

7-24-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係）

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S1（附則 3 に

新	旧
限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R34-03-S2(附則 4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添 3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3(附則 5 の 1.及び 2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあつては、UN R94-03-S1(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3(附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ⑤ (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係) ① UN R110-04 の 18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04 の 18.1.2.は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、	限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R34-03-S1(附則 4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添 3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3(附則 5 の 1.及び 2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあつては、UN R94-03(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3(附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ⑤ (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係) ① UN R110-03 の 18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-03 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-03 の 18.1.2.は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、

新	旧
大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係) ① UN R110-04 の 18. (18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1. (18.7.1.1.を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04 の 6.1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04 の 18.1.2.は適用しない。 (5) (略) 7-24-2～7-24-3 (略) 7-24-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) <u>(9) 次に掲げる自動車については、7-24-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 16 項関係)</u> ① <u>令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車</u> ② <u>令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は共通構造部型式指定自動車</u> イ <u>令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は共通構造部型式指定自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-24-5～7-24-11 (略) 7-24-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告	大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係) ① UN R110-03 の 18. (18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1. (18.7.1.1.を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-03 の 6.1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-03 の 18.1.2.は適用しない。 (5) (略) 7-24-2～7-24-3 (略) 7-24-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) <u>(新設)</u> 7-24-5～7-24-11 (略) 7-24-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

新

旧

示第 13 条第 14 項、第 15 項関係)
①～③（略）
7-24-12-1 性能要件
7-24-12-1-1 視認等による審査
(1) ～ (3)（略）
(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
(参考)
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
(参考)
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでな

示第 13 条第 14 項、第 15 項関係)
①～③（略）
7-24-12-1 性能要件
7-24-12-1-1 視認等による審査
(1) ～ (3)（略）
(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
(参考)
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
(新設)	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
(参考)
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでな

新	旧																																										
なければならない ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table><tr><th colspan="2">車 載 容 器 総 括 証 票</th></tr><tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr><tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr><tr><td><u>最高充填圧力（MFP）</u></td><td></td></tr><tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr><tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr></table> イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5） <table><tr><th colspan="2">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th><th>検査実施者の 名称の符号</th></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr><tr><td>再検査月</td><td>年 月</td><td></td></tr></table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	<u>最高充填圧力（MFP）</u>		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月	容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月		なければならない ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table><tr><th colspan="2">車 載 容 器 総 括 証 票</th></tr><tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr><tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td></td></tr><tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr><tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr></table> イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4） <table><tr><th colspan="2">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th><th>検査実施者の 名称の符号</th></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr><tr><td>再検査月</td><td>年 月</td><td></td></tr></table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	<u>(新設)</u>		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月	容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
車 載 容 器 総 括 証 票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月																																										
<u>最高充填圧力（MFP）</u>																																											
公称使用圧力（NWP）																																											
検査有効期限	年 月																																										
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月																																										
再検査月	年 月																																										
車 載 容 器 総 括 証 票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月																																										
<u>(新設)</u>																																											
公称使用圧力（NWP）																																											
検査有効期限	年 月																																										
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月																																										
再検査月	年 月																																										

7-24-12-1-2（略）

7-24-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車については、7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係）

① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車

② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は共通構造部型式指定自動車

イ 令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別

新

旧

取扱自動車又は共通構造部型式指定自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

7-24-13-1 性能要件

7-24-13-1-1 視認等による審査

(1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	4 年以下	4 年
液化天然ガス自動車燃料装置用容器	4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石	20 年未満	6 年 ※1

新

油ガス自動車燃料装置用容器 (溶接容器に限る。)		20 年以上	2 年
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	容量が 50L 以上 120L 未満の容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	容量が 50L 未満の容器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年未満	1 年
その他の容器		容器保安規則第 24 条第 1 項による	

※1 自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6 年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。
なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されてい

旧

新	旧						
るもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(ウ) における表示〕 容器則細目告示様式第 4 <table border="1"> <tr> <td>容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr> <tr> <td>再検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>再検査日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> ② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。 ③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。 イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa（ノズル径が 6mmφ の場合は、294kPa）の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室へのガス漏れの有無を炭	容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日	再検査日	年 月 日	
容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号						
再検査有効期限	年 月 日						
再検査日	年 月 日						

新	旧
<u>酸ガス検知器で検査する。</u> <u>(イ) 発煙剤による方法</u> <u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ（又は 6mm φ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa（ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa）の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</u> <u>ウ 気密検査結果の判定</u> <u>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05%を超えるもの</u> <u>(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの</u> <u>エ 気密検査の省略</u> <u>(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。</u> <u>(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。</u> <u>④ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。</u> <u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの</u> <u>イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの</u> <u>⑤ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。</u> <u>この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。</u> <u>⑥ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。</u> <u>ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。</u> <u>⑦ 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。</u> <u>⑧ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。</u>	

新	旧
<u>⑨ ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。</u> この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。 イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。 ウ 圧力計による方法 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。 エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。 <u>⑩ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。</u> <u>⑪ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。</u> <u>⑫ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低压側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。</u> ただし、最終の減圧弁の低压側が大気開放されているものにあつては、この限りでない。 <u>⑬ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</u> <u>⑭ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。</u> <u>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係）</u> <u>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u> <u>② ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u> <u>③ ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u>	

新

旧

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年以下	4 年
	4 年超	2 年 2 月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年 1 月以下	4 年 1 月
	4 年 1 月超	2 年 3 月

(ウ) 容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 3 の 2）

車載容器総括証票

新	旧																																																		
<table border="1" data-bbox="356 185 848 391"> <tr><td colspan="2">(低充填サイクル車両専用)</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> 3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3） <table border="1" data-bbox="356 421 848 627"> <tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> 4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4） <table border="1" data-bbox="356 689 848 925"> <tr><td colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号） 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、 UN R134-00-S3の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) 〔(エ)における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3） <table border="1" data-bbox="356 1287 848 1417"> <tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> </table>	(低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月 日	公称使用圧力（NWP）		
(低充填サイクル車両専用)																																																			
充填すべきガスの名称																																																			
搭載容器本数																																																			
充填可能期限	年 月 日																																																		
検査有効期限	年 月 日																																																		
最高充填圧力																																																			
車台番号																																																			
車載容器総括証票																																																			
充填すべきガスの名称																																																			
搭載容器本数																																																			
充填可能期限	年 月 日																																																		
検査有効期限	年 月 日																																																		
最高充填圧力																																																			
車台番号																																																			
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																																			
充填すべきガスの名称																																																			
搭載容器本数																																																			
充填可能期限	年 月 日																																																		
検査有効期限	年 月 日																																																		
最高充填圧力																																																			
車台番号																																																			
車載容器総括証票																																																			
充填すべきガスの名称																																																			
充填可能期限	年 月 日																																																		
公称使用圧力（NWP）																																																			

新				旧				
検査有効期限		年	月	日				
<u>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u>								
<u>(ア) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。</u>								
<u>(イ) 高压ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u>								
なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。								
<u>(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u>								
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。								
<u>(参考)</u>								
<u>〔ウ〕における表示〕</u>								
<u>1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4）</u>								
容器再検査合格証票				検査実施者の名称の符号				
再検査有効期限	年	月	日					
再検査日	年	月	日					
<u>2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2）</u>								
容器再検査合格証票 （低充填サイクル車両専用）				検査実施者の名称の符号				
再検査有効期限	年	月	日					
再検査日	年	月	日					
<u>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）</u>								
容器再検査合格証票				検査実施者の名称の符号				
再検査有効期限	年	月	日					
再検査月	年	月	日					
<u>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）</u>								
容器再検査合格証票 （低充填サイクル車両専用）				検査実施者の名称の符号				
再検査有効期限	年	月	日					
再検査月	年	月	日					
<u>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u>								
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括								

新

旧

証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(エ) における表示]

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査月	年 月 日	

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	

新

旧

再検査月	年	月
------	---	---

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再検査月	年 月	

7-24-13-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細

新	旧
<u>目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、7-24-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-24-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</u> <u>ア UN R134-00-S3 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.1.6. に限る。) に定める基準に適合すること。</u> <u>イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。</u> <u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</u> <u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u> <u>④ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があつたときは、7-24-1-1 (3) ①ア (エ) の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</u> <u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、燃料装置が UN R146-00 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.2.2.3. までに限る。) に定める基準に適合すること。</u> <u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。</u>	

新	旧
② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R34-03-S2（附則 4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u> <u>この場合において、同別添 3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3（附則 5 の 1.及び 2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</u> ③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-00-S3（7.2.に限る。）に適合すること。</u> ④ <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u> ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）の自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであれ</u>	

新	旧
<u>ばよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>(イ) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</u> <u>① UN R110-03-S1 の 18. (18. 1. 8. 2.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 4. から 18. 3. 6. まで、18. 6.、18. 7. 1. 1.、18. 7. 2. 1.、18. 7. 9.、18. 9. 2.、18. 12. 及び 18. 13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、UN R110-03-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 3. から 8. 11. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18. 1. 2. は適用しない。</u> <u>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</u> <u>① UN R110-03-S1 の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、UN R110-03-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18. 1. 2. は適</u>	

新	旧
<u>用しない。</u> <u>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第 98 条第 5 項関係)</u> <u>① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u> <u>② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の±196m/s² の加速度により、破断しないものであること。</u> <u>この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。</u> 7-25 電気装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S4</u> の 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S4</u> の 6. 2.、6. 3. 及び 6. 10. に適合するものとする。 また、7-25-1-1（4）の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 21 条第 3 項、第 4 項関係、細目告示第 99 条第 3 項、第 4 項関係） ② (略) (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係） ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員	7-25 電気装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S3</u> の 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S3</u> の 6. 2.、6. 3. 及び 6. 10. に適合するものとする。 また、7-25-1-1（4）の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 21 条第 3 項、第 4 項関係、細目告示第 99 条第 3 項、第 4 項関係） ② (略) (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係） ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員

新	旧
11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。)については、UN R137-01-<u>S2</u> の 5.2.8. に適合すること。 ② 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。 ③ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R95-03-<u>S7</u> の 5.3.7. に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R95-03-S2 の 5.3.6. に適合するものであればよい。 ア～ウ(略) ④(略) ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑦(略) ⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S4</u> の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S4</u> の 6.4.1. に適合するものとする。 (3)(略) (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係) ① UN R137-01-<u>S2</u> の 5.2.8. 又は UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ②(略) ③ UN R95-03-<u>S7</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置	11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。)については、UN R137-01-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。 ② 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R94-03 の 5.2.8. に適合すること。 ③ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R95-03-<u>S6</u> の 5.3.7. に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R95-03-S2 の 5.3.6. に適合するものであればよい。 ア～ウ(略) ④(略) ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03 の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑦(略) ⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S3</u> の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-<u>S3</u> の 6.4.1. に適合するものとする。 (3)(略) (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係) ① UN R137-01-<u>S1</u> の 5.2.8. 又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ②(略) ③ UN R95-03-<u>S6</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

新	旧
(参考図) (略) 7-25-2～7-25-11 (略) 7-26 (略) 7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係) ①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-27-2～7-27-9 (略) 7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S1 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係) ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-28-2～7-28-9 (略) 7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座	(参考図) (略) 7-25-2～7-25-11 (略) 7-26 (略) 7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S1 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係) ①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-27-2～7-27-9 (略) 7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係) ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-28-2～7-28-9 (略) 7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座

新	旧
席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-<u>S7</u> の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-29-2～7-29-11 (略) 7-30 (略) 7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-31-1～7-31-3 (略) 7-31-4 適用関係の整理 [歩行者保護の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、7-31-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項及び第 13 項関係) ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 7-<u>31</u>-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) (2) ～ (4) (略) [歩行者保護の適用除外] 7-31-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、自動車の前面が歩行者に衝突した場合における歩行者保護の性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項及び第 13 項関係) ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 7-<u>31</u>-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) 7-31-6～7-31-8 (略)	席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-<u>S6</u> の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-29-2～7-29-11 (略) 7-30 (略) 7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-31-1～7-31-3 (略) 7-31-4 適用関係の整理 [歩行者保護の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、7-31-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項及び第 13 項関係) ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 7-<u>29</u>-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) (2) ～ (4) (略) [歩行者保護の適用除外] 7-31-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、自動車の前面が歩行者に衝突した場合における歩行者保護の性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項及び第 13 項関係) ① (略) ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア 次のいずれかに該当する自動車 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 7-<u>29</u>-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの (エ) ～ (カ) (略) イ (略) 7-31-6～7-31-8 (略)

新	旧
7-32～7-36（略） 7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S1 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S15 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） 7-37-2～7-37-6（略） 7-38（略） 7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 視認等による審査 (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係） ア～ウ（略） ①（略） ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席、7-41-1 (1) 及び 7-41-2 <u>(6)</u> に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える座席（乗車定員 10 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ア～ウ（略） ③～⑤（略） (2) ～ (5)（略） 7-39-1-2 書面等による審査 (1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車 <u>(二輪自動車、側車付二輪自</u>	7-32～7-36（略） 7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、<u>7-43 に規定する</u>頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S14 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） 7-37-2～7-37-6（略） 7-38（略） 7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 視認等による審査 (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係） ア～ウ（略） ①（略） ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席、7-41-1 (1) 及び 7-41-2 <u>(5)</u> に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える座席（乗車定員 10 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ア～ウ（略） ③～⑤（略） (2) ～ (5)（略） 7-39-1-2 書面等による審査 (1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）

新			旧		
<u>動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。</u>）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-09 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係） ア～キ（略）			は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-08-S4 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係） ア～キ（略）		
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09 の 5. 及び 6. (5. 1. 、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） <u>ア 二輪自動車</u> <u>イ 側車付二輪自動車</u> <u>ウ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u> <u>エ ⑧に掲げる自動車</u>	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08-S4 の 5. 及び 6. (5. 1. 、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09 の 5. 3. に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5. 、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5. 、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備え	UN R17-09 の 5. 3. に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備え	UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準

新			旧		
車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	る座席（運転者席に限る。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09 の 5.2. 及び 6. (6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17-09 の 5.3. に定める基準 ウ (略)	車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	る座席（運転者席に限る。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6. (6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 ウ (略)
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09 の 5.3. に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09 の 5.3. に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09 の 5.3. に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09 の 5.3. に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09 の 5.3. に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車及び⑧に掲げる自動車</u> を除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準

新				旧			
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(2) (略)				(2) (略)			
(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。				(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。			
① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。				① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。			
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。				② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。			
③ FMVSS 207 に適合する装置(7-39-1-2 (1) ④の自動車を除く。)				③ FMVSS 207 に適合する装置(7-39-1-2 (1) ④の自動車を除く。))			
7-39-2～7-39-3 (略)				7-39-2～7-39-3 (略)			
7-39-4 適用関係の整理				7-39-4 適用関係の整理			
(1) ～ (8) (略)				(1) ～ (8) (略)			
(9) 次に掲げる自動車については、7-39-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)				(新設)			
① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車							
② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの							
ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車							
イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席に係る性能が同一であるもの							
③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R17-09 (5. 16. に限る。) の適用を受けないもの							

新	旧
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 ⑤ 貨物の運送の用に供する自動車 ⑥ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの ⑦ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの	
7-39-5～7-39-10（略）	7-39-5～7-39-10（略）
7-39-11 従前規定の適用⑦	7-39-11 従前規定の適用⑦
平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係）	平成 24 年 7 月 21 日（貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係）
7-39-11-1（略）	7-39-11-1（略）
7-39-11-1-2 書面等による審査	7-39-11-1-2 書面等による審査
(1)（略） (2) ①及び②に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、(1) ③に掲げる座席にあつては、この限りでない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-07-S3 の 5. 及び 6.（5. <u>2.</u> から 5. 7. まで、5. 10. から 5. 13. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。）に適合するものであること。 ②（略） (3) ～ (4)（略）	(1)（略） (2) ①及び②に規定する座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、(1) ③に掲げる座席にあつては、この限りでない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-07-S3 の 5. 及び 6.（5. <u>3.</u> から 5. 7. まで、5. 10. から 5. 13. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。）に適合するものであること。 ②（略） (3) ～ (4)（略）
7-39-12 従前規定の適用⑧	7-39-12 従前規定の適用⑧
平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 7 項関係）	平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 7 項関係）
7-39-12-1 性能要件	7-39-12-1 性能要件
7-39-12-1-1（略）	7-39-12-1-1（略）
7-39-12-1-2 書面等による審査	7-39-12-1-2 書面等による審査
(1)（略）	(1)（略）

新	旧
(2) ①及び②に規定する自動車の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-08 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、(1) の各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. <u>3.</u> から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に適合するものであること。 ② (略) (3) ～ (4) (略) 7-39-13 従前規定の適用⑨ <u>次に掲げる自動車については、7-39-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 8 項関係）</u> ① <u>令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> ② <u>令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> イ <u>令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、UN R17-09 (5. 16. に限る。) の適用を受けないもの</u> ④ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> ⑤ <u>貨物の運送の用に供する自動車</u> ⑥ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> ⑦ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-39-13-1 性能要件	(2) ①及び②に規定する自動車の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。 この場合において、UN R17-08 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。 ただし、(1) の各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員が 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-08 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. <u>4.</u> から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に適合するものであること。 ② (略) (3) ～ (4) (略) <u>(新設)</u>

新

旧

7-39-13-1-1 視認等による審査

7-39-1-1 に同じ。

7-39-13-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S4 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係）

ア またがり式の座席

イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの

(ア) 通路に設けられるもの

(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席

エ 横向きに備えられた座席

オ 後向きに備えられた座席

カ 非常口附近に備えられた座席

キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08-S4 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6.

新			旧
	前向きに備える座席（運転者席を除く。） 7-39-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-03-S3 の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準 次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。	
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。） 7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6.(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準 ウ UN R80-03-S3 の 5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準	

新			旧
<u>掲げるものを除く。)</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する 前向きに備え る座席（運転 者席を除く。）</u>	<u>UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。) に定める基準</u>	
	<u>7-39-1-1 (1) アからウまで に掲げる座席 以外の座席</u>	<u>次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置</u> <u>は、車体に確実に取付けられて</u> <u>いること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリク</u> <u>ライニング機構等の調整機構を</u> <u>有する座席は、全ての座席調整</u> <u>位置に保持できるものであるこ</u> <u>と。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動</u> <u>車が衝突等による衝撃を受けた</u> <u>場合において、当該座席の後方</u> <u>の乗車人員の頭部等に過度の衝</u> <u>撃を与えるおそれの少ない構造</u> <u>であること。</u>	
<u>⑤ 専ら乗用の用に供す る乗車定員 10 人以上 の自動車であって、車 両総重量 5t を超える もの（専ら特別支援学 校に通う生徒若しくは 児童の運送又は専ら障 害者福祉施設を利用す る障害者の運送を目的 とするものに限る。ま た、⑧に掲げるものを 除く。）</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する 前向きに備え る座席（運転 者席に限る。）</u>	<u>UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準</u>	
	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する 前向きに備え る座席（運転 者席を除く。）</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める</u> <u>基準</u> <u>イ UN R80-03-S3 の 5.、6. 及び 7.</u> <u>(7. 4. を除く。) に定める基準</u>	
<u>⑥ 専ら乗用の用に供す る乗車定員 10 人以上 の自動車（高速道路等 において運行しないも のに限る。）</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する 前向きに備え る座席（運転 者席に限る。）</u>	<u>UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準</u>	
<u>⑦ 貨物の運送の用に供 する自動車（⑧に掲げ</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する</u>	<u>UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準</u>	

新			旧
	<u>るものを除く。)</u>	<u>前向きに備える座席</u>	
<u>⑧ 緊急自動車</u>	<u>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車</u> <u>が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
<u>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u>			
<u>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</u>			
<u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>			
<u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>			
<u>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</u>			
<u>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u>			
<u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 (高速道路等において運行</u>			

新	旧
<u>しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4 の 5.2.4.の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u> <u>③ FMVSS 207 に適合する装置（7-39-1-2（1）④の自動車を除く。）</u>	
7-40（略）	7-40（略）
7-41 座席ベルト等	7-41 座席ベルト等
7-41-1（略）	7-41-1（略）
7-41-2 性能要件（書面等による審査）	7-41-2 性能要件（書面等による審査）
(1)（略） (2) 7-41-1 及び 7-41-2（1）の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3.にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ①（略） ② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 <u>（乗車定員 10 人以上のものに限る。）</u> 及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる基準 ア～オ（略）	(1)（略） (2) 7-41-1 及び 7-41-2（1）の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3.にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ①（略） ② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる基準 ア～オ（略）
<u>〔UN R14-09 の旧シリーズ適用〕</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 次に掲げる自動車については（1）および（2）の規定中、「UN R14-09」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。（適用関係告示第 20 条第 23 項関係）</u>	
<u>① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>	
<u>② 令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車（③に掲げる自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの</u>	
<u>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u>	
<u>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出</u>	

新	旧
<u>自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> ③ <u>令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> イ <u>令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> ④ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> ⑤ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> (4) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (5) 7-41-1 及び 7-41-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生	(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S3 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (4) 7-41-1 及び 7-41-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福

新	旧
徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（<u>乗車定員 10 人以上のものに限る。</u>）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。 ①～⑥（略） <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> <u>(6) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、7-41-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(7) から (10) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 18 項関係）</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>(7) (6) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 8 項関係）</u> ①～⑤（略） <u>(8) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (7) の基準に適合するものとする。（細目告示第 108 条第 9 項関係）</u> ①～③（略） <u>(9) (6) に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 10 項関係）</u>	祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。 ①～⑥（略） <u>(新設)</u> <u>(5) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席（7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 8 項関係）</u> ①～⑤（略） <u>(6) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (5) の基準に適合するものとする。（細目告示第 108 条第 9 項関係）</u> ①～③（略） <u>(7) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席（7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 10 項関係）</u>

新	旧
①～⑤（略） <u>(10)</u> 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは <u>(9)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 108 条第 11 項関係） ①～③（略） <u>(11)</u> 次に掲げるものは（1）③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① <u>(3) の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては UN R14-07-S8 の 5.（5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。）、6. 及び 7. に適合する装置</u> ② FMVSS 210 に適合する装置 ③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 <u>(12)</u> 次に掲げるものは <u>(4)</u> ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-<u>08</u> の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5. を除く。）までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-<u>08</u> の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④（略） 7-41-3（略） 7-41-4 適用関係の整理 (1) ～ (8)（略） <u>(削除)</u>	①～⑤（略） <u>(8)</u> 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは <u>(7)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 108 条第 11 項関係） ①～③（略） <u>(9)</u> 次に掲げるものは（1）③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 <u>(新設)</u> ① FMVSS 210 に適合する装置 ② 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 <u>(10)</u> 次に掲げるものは <u>(3)</u> ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-<u>07-S3</u> の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5. を除く。）までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-<u>07-S3</u> の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。 ②～④（略） 7-41-3（略） 7-41-4 適用関係の整理 (1) ～ (8)（略） <u>[任意に備える座席ベルト等の基準適用前]</u> <u>(9) 次に掲げる自動車については、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 18 項関係）</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u>

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>(10) 次に掲げる自動車については、7-41-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第23項関係）</u> <u>① 令和元年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和元年9月1日以降に製作された自動車（③に掲げる自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>③ 令和元年9月1日から令和7年8月31日までに製作された4席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5t以下の自動車（腰部帯部の取付装置の取付位置間隔が350mm以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年8月31日以前のもの</u> <u>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年8月31日以前のもの</u>
<u>(9) 次に掲げる自動車にあつては、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第24項関係）</u> <u>① 令和2年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和2年9月1日から令和4年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和2年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの</u> ④ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> ⑤ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-41-5～7-41-11（略） 7-41-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 15 項関係） ①～③（略） 7-41-12-1（略） 7-41-12-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>7-41-12-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-41-2 (1) ①に同じ</u> ② <u>7-41-2 (1) ②に同じ</u> ③ <u>7-41-2 (1) ③に同じ</u> (2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を	7-41-5～7-41-11（略） 7-41-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 15 項関係） ①～③（略） 7-41-12-1（略） 7-41-12-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>7-41-2 (1) に同じ。</u> (2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-07-S7 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S7 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を

新	旧
利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-<u>09</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) <u>[UN R14-09 の旧シリーズ適用]</u> <u>(3) 7-41-2 (3) に同じ</u> <u>(4) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-<u>S6</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものでなければならない。</u> この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-41-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-41-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-41-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 <u>(5) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥までの基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> ① 7-41-2 <u>(5)</u> ①に同じ。 ② 7-41-2 <u>(5)</u> ②に同じ。 ③ 7-41-2 <u>(5)</u> ③に同じ。 ④ 7-41-2 <u>(5)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-41-2 <u>(5)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-41-2 <u>(5)</u> ⑥に同じ。 <u>[任意で備える座席ベルト等]</u> <u>(6) 7-41-12-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、7-41-12-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(7) から (10) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u>	利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-<u>07-S7</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) <u>(新設)</u> <u>(3) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-<u>S7</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものでなければならない。</u> この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-41-2 <u>(3)</u> ①に同じ。 ② 7-41-2 <u>(3)</u> ②に同じ。 ③ 7-41-2 <u>(3)</u> ③に同じ。 <u>(4) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥までの基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> ① 7-41-2 <u>(4)</u> ①に同じ。 ② 7-41-2 <u>(4)</u> ②に同じ。 ③ 7-41-2 <u>(4)</u> ③に同じ。 ④ 7-41-2 <u>(4)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-41-2 <u>(4)</u> ⑤に同じ。 ⑥ 7-41-2 <u>(4)</u> ⑥に同じ。 <u>(新設)</u>

新	旧
① <u>令和元年11月14日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年11月14日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年11月14日以前のもの</u> (7) 7-41-2 (7) に同じ。 (8) 7-41-2 (8) に同じ。 (9) 7-41-2 (9) に同じ。 (10) 7-41-2 (10) に同じ。 (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① <u>(3)の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについてはUN R14-07-S8の5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.に適合する装置</u> ② (略) (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S6の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-06-S6の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④ (略) <u>(削除)</u>	(5) 7-41-2 (5) に同じ。 (6) 7-41-2 (6) に同じ。 (7) 7-41-2 (7) に同じ。 (8) 7-41-2 (8) に同じ。 (9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① UN R14-07-S7の5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.に適合する装置 ② (略) (10) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S7の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-06-S7の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。 ②～④ (略)
	<u>【任意に備える座席ベルト等の基準適用前】</u> <u>7-41-13 従前規定の適用⑨</u> <u>次に掲げる自動車については、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第18項関係）</u> ① <u>令和元年11月14日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年11月14日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年11月14日以前のもの</u> <u>7-41-13-1 装備要件</u> <u>7-41-1に同じ。</u> <u>7-41-13-2 性能要件（書面等による審査）</u> (1) 7-41-2 (1) に同じ。 (2) 7-41-2 (2) に同じ。

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>(3) 7-41-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-41-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-41-2 (9) に同じ。</u> <u>(6) 7-41-2 (10) に同じ。</u> <u>7-41-14 従前規定の適用⑩</u> <u>次に掲げる自動車については、7-41-14（従前規定の適用⑩）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 23 項関係）</u> <u>① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車（③に掲げる自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>③ 令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車（腰部帯部の取付装置の取付位置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</u> <u>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>7-41-14-1 装備要件</u> <u>7-41-1 に同じ。</u> <u>7-41-14-2 性能要件（書面等による審査）</u> <u>(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有す</u>

新	旧
	るものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-08 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-41-2 (1) ①に同じ。 ② 7-41-2 (1) ②に同じ。 ③ 7-41-2 (1) ③に同じ。 (2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-08 の 5. 4. 2. 4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-08 の 6. 4. 3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-08 の 5. 2. 1.、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3.、7. 1.、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準 ② 7-41-2 (2) ②に同じ。 (3) 7-41-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S2 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで（補助座席のうち通路に設けられるもの）にあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-41-2 (3) ①に同じ。 ② 7-41-2 (3) ②に同じ。 ③ 7-41-2 (3) ③に同じ。 (4) 7-41-2 (4) に同じ。 (5) 7-41-2 (5) に同じ。

新	旧
7-41-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車にあっては、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第24項関係） ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和2年9月1日から令和4年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 令和2年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車	(6) 7-41-2 (6) に同じ。 (7) 7-41-2 (7) に同じ。 (8) 7-41-2 (8) に同じ。 (9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① 7-41-2 (9) ②に同じ。 ② 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-08 の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3.1.中「22,300N（後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ③ UN R14-08 の5.、6.及び7.の規定にかかわらず、UN R14-07-S8 の5.、6.及び7.に適合するもの。 (10) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S2 の8.1.から8.3.4.（8.2.2.5.を除く。）までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-07-S2 の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。 ② 7-41-2 (10) ②に同じ。 ③ 7-41-2 (10) ③に同じ。 ④ 7-41-2 (10) ④に同じ。 （新設）

新	旧
<u>と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの</u> ④ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日以前のもの</u> ⑤ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの</u> 7-41-13-1 装備要件 <u>7-41-1に同じ。</u> 7-41-13-2 性能要件（書面等による審査） <u>（1）7-41-2（1）に同じ。</u> <u>（2）7-41-2（2）に同じ。</u> <u>〔UN R14-09の旧シリーズ適用〕</u> <u>（3）7-41-2（3）に同じ。</u> <u>（4）7-41-13-1に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S3の6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 7-41-2（4）①に同じ。</u> <u>② 7-41-2（4）②に同じ。</u> <u>③ 7-41-2（4）③に同じ。</u> <u>（5）7-41-13-1及び7-41-13-2（4）の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動の</u>	

新	旧
<u>ための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> <u>① 7-41-2（5）①に同じ。</u> <u>② 7-41-2（5）②に同じ。</u> <u>③ 7-41-2（5）③に同じ。</u> <u>④ 7-41-2（5）④に同じ。</u> <u>⑤ 7-41-2（5）⑤に同じ。</u> <u>⑥ 7-41-2（5）⑥に同じ。</u> <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> <u>（6）7-41-2（6）に同じ。</u> <u>（7）7-41-2（7）に同じ。</u> <u>（8）7-41-2（8）に同じ。</u> <u>（9）7-41-2（9）に同じ。</u> <u>（10）7-41-2（10）に同じ。</u> <u>（11）7-41-2（11）に同じ。</u> <u>（12）次に掲げるものは（4）③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-07-S3 の 8.1. から 8.3.4.（8.2.2.5.を除く。）までに適合するものでなければならぬ。</u> <u>① UN R16-07-S3 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>④ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア 7-41-2（12）④アに同じ。</u> <u>イ 7-41-2（12）④イに同じ。</u> <u>ウ 7-41-2（12）④ウに同じ。</u> <u>エ 7-41-2（12）④エに同じ。</u> <u>オ 7-41-2（12）④オに同じ。</u> <u>カ 7-41-2（12）④カに同じ。</u>	7-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運
	7-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運

新	旧
転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係) (略) ① (略) ② UN R16-08 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 7-42-2～7-42-7 (略) 7-43 (略) 7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1 (略) 7-44-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S1 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S15 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-44-3～7-44-8 (略) 7-45～7-46 (略) 7-47 乗降口 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 7-47-2-1 (略) 7-47-2-2 書面等による審査 (1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の乗降口に備え	転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係) (略) ① (略) ② UN R16-07-S3 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-S3 の 15.6. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 7-42-2～7-42-7 (略) 7-43 (略) 7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1 (略) 7-44-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S14 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-44-3～7-44-8 (略) 7-45～7-46 (略) 7-47 乗降口 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 7-47-2-1 (略) 7-47-2-2 書面等による審査 (1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の乗降口に備え

新	旧
る扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、扉の構造上、UN R11-04-<u>S2</u> に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6. 2. 3.、6. 2. 4. 及び 7. 2. 2. に定める基準に適合するものであればよい。 ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係) (2) ～ (4) (略) 7-47-3～7-47-13 (略) 7-48～7-50 (略) 7-51 窓ガラス 7-51-1 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。) の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S8</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。 ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあつてはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) (5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S8</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係) ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあつてはこの限りでない。 (6) ～ (7) (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8	る扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04-<u>S1</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、扉の構造上、UN R11-04-<u>S1</u> に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6. 2. 3.、6. 2. 4. 及び 7. 2. 2. に定める基準に適合するものであればよい。 ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係) (2) ～ (4) (略) 7-47-3～7-47-13 (略) 7-48～7-50 (略) 7-51 窓ガラス 7-51-1 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。) の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S7</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。 ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあつてはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) (5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-<u>S7</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係) ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあつてはこの限りでない。 (6) ～ (7) (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8

新				旧			
項関係)				項関係)			
窓ガラスの 部位	付される記号			窓ガラスの 部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- S8 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01- S7 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1：UN R43-01- S8 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。				注 1：UN R43-01- S7 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I から XV までの追加記号のほか、用途により /A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。			
注 2～注 4 (略)				注 2～注 4 (略)			
7-51-2～7-51-13 (略)				7-51-2～7-51-13 (略)			
7-52 (略)				7-52 (略)			
7-53 騒音防止装置				7-53 騒音防止装置			
7-53-1 (略)				7-53-1 (略)			
7-53-2 性能要件				7-53-2 性能要件			
7-53-2-1～7-53-2-2 (略)				7-53-2-1～7-53-2-2 (略)			
7-53-2-3 書面等による審査				7-53-2-3 書面等による審査			
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）				(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）			
① (略)				① (略)			
② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03- S5 の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。				② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03- S4 の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。			
なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。				なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。			
③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04- S7 (令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。) の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。) に適合する構造であること。				③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04- S6 (令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。) の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。) に適合する構造であること。			
なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。				なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。			
(2) ～ (5) (略)				(2) ～ (5) (略)			

新	旧
(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-<u>S5</u> の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあつては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S5</u> の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク)（略） イ（略） (7)（略） (8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S7</u> の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである自動車。 イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S7</u> の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである自動車。	(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-<u>S4</u> の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあつては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S4</u> の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク)（略） イ（略） (7)（略） (8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S6</u> の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである自動車。 イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S6</u> の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである自動車。

新	旧
ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(エ) (略) (9)～(10) (略) 7-53-3～7-53-15 (略) 7-53-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③ (略) 7-53-16-1 (略) 7-53-16-2 性能要件 7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略) 7-53-16-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S5</u> の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-<u>S5</u> の 6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 (2)～(4) (略) (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの	ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(エ) (略) (9)～(10) (略) 7-53-3～7-53-15 (略) 7-53-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～③ (略) 7-53-16-1 (略) 7-53-16-2 性能要件 7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略) 7-53-16-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S4</u> の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-<u>S4</u> の 6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。 (2)～(4) (略) (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの

新	旧
① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-<u>S5</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S5</u> の 6.2.2 (フェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) イ (略) (6)～(7) (略) 7-53-17～7-53-18 (略) 7-54～7-55 (略) 7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1 性能要件 7-56-1-1 (略) 7-56-1-2 書面等による審査 (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)については⑤の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①及び②の規定は適用	① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-<u>S4</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S4</u> の 6.2.2 (フェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) (略) イ (略) (6)～(7) (略) 7-53-17～7-53-18 (略) 7-54～7-55 (略) 7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1 性能要件 7-56-1-1 (略) 7-56-1-2 書面等による審査 (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)については④の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①及び②の規定は適用

新	旧
せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係) ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係) ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の (ア) 及び (イ) に適合するもの (ア) ～ (イ) (略) イ (略) ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係) ア (略) イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ③ (略) ④ <u>ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 8 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u>については、細目告示別添 115「<u>二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準</u>」のうち、Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. の OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係) ア <u>総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、CO については 2.170g/km、THC については 1.400g/km、NOx については、0.350g/km</u> イ <u>総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪</u>	せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係) ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係) ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により <u>7-55 の</u>基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の (ア) 及び (イ) に適合するもの (ア) ～ (イ) (略) イ (略) ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係) ア (略) イ 公的試験機関が証明する書面により、<u>自動車の種類に応じて適用される 7-55 の</u>基準に適合していることが明らかであるもの ③ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>自動車及び側車付二輪自動車にあっては、CO については 2.170g/km、THC については 0.630g/km、NOx については、0.450g/km</u> ⑤ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。 なお、③の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。 (2) ～ (4) (略) 7-56-2～7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) <u>(9) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）</u> 7-56-5～7-56-6 (略) 7-56-7 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③ (略) 7-56-7-1 性能要件 7-56-7-1-1 (略) 7-56-7-1-2 書面等による審査 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係） ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係） ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の (ア) 及び (イ) に適合するもの (ア) ～ (イ) (略)	④ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。 なお、③の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。 (2) ～ (4) (略) 7-56-2～7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) <u>(新設)</u> 7-56-5～7-56-6 (略) 7-56-7 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③ (略) 7-56-7-1 性能要件 7-56-7-1-1 (略) 7-56-7-1-2 書面等による審査 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係） ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係） ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により <u>7-55 の</u>基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の (ア) 及び (イ) に適合するもの (ア) ～ (イ) (略)

新	旧
イ (略) ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係) ア (略) イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの 7-56-8～7-56-9 (略) 7-56-10 従前規定の適用⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係) 7-56-10-1 性能要件 7-56-10-1-1 (略) 7-56-10-1-2 書面等による審査 (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられて	イ (略) ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係) ア (略) イ 公的試験機関が証明する書面により、<u>自動車の種別に応じて適用される 7-55 の</u>基準に適合していることが明らかであるもの 7-56-8～7-56-9 (略) 7-56-10 従前規定の適用⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係) 7-56-10-1 性能要件 7-56-10-1-1 (略) 7-56-10-1-2 書面等による審査 (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により <u>7-55 の</u>基準に適合することが明らかである自動車に備え

新	旧
いる熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの （ア）～（イ）（略） イ（略） ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア（略） イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ③（略） （2）～（4）（略） 7-56-11～7-56-12（略） 7-56-13 従前規定の適用⑨ <u>ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）</u> 7-56-13-1 性能要件 7-56-13-1-1 視認等による審査 <u>（1）7-55 の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。</u> <u>（2）二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、（1）の基準に適合しないものとする。</u> <u>ただし、③及び④に該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）にあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-55 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の</u>	られている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの （ア）～（イ）（略） イ（略） ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア（略） イ 公的試験機関が証明する書面により、<u>自動車の種別に応じて適用される 7-55 の</u>基準に適合していることが明らかであるもの ③（略） （2）～（4）（略） 7-56-11～7-56-12（略） <u>（新設）</u>

新	旧
変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。 ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの ③ 触媒等が取外されているもの ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの 7-56-13-1-2 書面等による審査 (1) 7-55 の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 この場合において、令和元年 10 月 3 日付け国土交通省告示第 589 号による改正前の細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。 なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの） ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの ② 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。 なお、①の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。 [排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予] (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①及び②の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-56-1 (1) ④の規定を準用する。 7-56-13-2 欠番 7-56-13-3 欠番	

新	旧
7-57～7-61（略） 7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が <u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3.</u> <u>又は</u> UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>） 7-62-2～7-62-3（略） 7-62-4 適用関係の整理 (1) ～ (4)（略） (5) 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、UN R113 <u>又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに 限る。）</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-62-5～7-62-8（略） 7-62-9 従前規定の適用⑤ 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、UN R113 <u>又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに 限る。）</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-62-9-2-1～7-62-9-2-3（略） 7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>） ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が <u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3. 又は</u> UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車 ②（略） 7-63-2～7-63-3（略） 7-63-4 適用関係の整理	7-57～7-61（略） 7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） 7-62-2～7-62-3（略） 7-62-4 適用関係の整理 (1) ～ (4)（略） (5) 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-62-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112 <u>又は UN R113</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-62-2～7-62-3（略） 7-62-9 従前規定の適用⑤ 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112 <u>又は UN R113</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-62-9-2-1～7-62-9-2-3（略） 7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係） ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車 ②（略） 7-63-2～7-63-3（略） 7-63-4 適用関係の整理

新	旧
(1) ～ (6) (略) (7) 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-63-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、<u>UN R113 又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-63-5～7-63-10（略） 7-63-11 従前規定の適用⑦ 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、<u>UN R113 又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）</u>に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-63-11-1～7-63-11-3（略） 7-64 配光可変型前照灯 7-64-1（略） 7-64-2 性能要件 7-64-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） ① 配光可変型前照灯であって、<u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3. 又は</u> UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>） ②（略） 7-64-2-2（略） 7-64-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、<u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3.（4. 5. 1. 1.、4. 5. 1. 8.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。）又は</u> UN R123-01-S9 の 5.（5. 3. 3、5. 3. 4 及び 5. 8. を除く。）、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光	(1) ～ (6) (略) (7) 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-63-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112 <u>又は</u> UN R113 に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-63-5～7-63-10（略） 7-63-11 従前規定の適用⑦ 令和 2 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112 <u>又は</u> UN R113 に基づく認定証を有する自動車 イ～ウ（略） 7-63-11-1～7-63-11-3（略） 7-64 配光可変型前照灯 7-64-1（略） 7-64-2 性能要件 7-64-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） ① 配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号） ②（略） 7-64-2-2（略） 7-64-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S9 の 5.（5. 3. 3、5. 3. 4 及び 5. 8. を除く。）、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、<u>UN R123-01-S9 の 5. 3. 2. 1. にかかわらず</u>、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であれ

新	旧
度は、<u>UN R149-00 の 5.3.にかかわらず 3.5.1.1.及びUN R123-01-S9 の 6.にかかわらず 9.2.に適合すればよいものとする。</u> ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S9 の 5.3.1.は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>) (3) (略) 7-64-3～7-64-7 (略) 7-65～7-75 (略) 7-76 番号灯 7-76-1 (略) 7-76-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係) ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は <u>UN R148-00 の 4.及び 5.11. (クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。)</u> 若しくは UN R4-00-S19 の 9. (<u>クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。</u>) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は <u>UN R148-00 の 4.及び 5.11. (クラス 2 に係るものに限る。)</u> 若しくは UN R50-00-S20 の附則 5 (<u>クラス 2 に係るものに限る。</u>) に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③ (略) (2) (略) 7-76-3～7-76-6 (略) 7-77～7-89 (略) 7-90 緊急制動表示灯	ばよいものとし、また、<u>UN R123-01-S9 の 6.にかかわらず、</u>最小光度及び最大光度は、<u>UN R123-01-S9 の 9.2.に適合すればよいものとする。</u> ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S9 の 5.3.1.は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係) (3) (略) 7-64-3～7-64-7 (略) 7-65～7-75 (略) 7-76 番号灯 7-76-1 (略) 7-76-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係) ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R4-00-S19 の 9. (<u>種別 2 に係るものに限る。</u>) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R50-00-S20 の附則 5 (<u>種別 2 に係るものに限る。</u>) に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③ (略) (2) (略) 7-76-3～7-76-6 (略) 7-77～7-89 (略) 7-90 緊急制動表示灯

新	旧
7-90-1～7-90-2（略） 7-90-3 取付要件 7-90-3-1（略） 7-90-3-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア（略） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04 の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア（略） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04 の 5.1.15. ⑨～⑪（略） (3)（略） 7-91（略） 7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項） ①～②（略） <u>② イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であつて、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見か</u>	7-90-1～7-90-2（略） 7-90-3 取付要件 7-90-3-1（略） 7-90-3-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア（略） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-03-S3 の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア（略） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-03-S3 の 5.1.15. ⑨～⑪（略） (3)（略） 7-91（略） 7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項） ①～②（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>けの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。)</u> ⑭ 走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項） ①～⑨（略） ⑩ <u>イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。)</u> ⑪ 走行中に使用しない灯火 (3) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項） ①～⑭（略） ⑭ <u>イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。)</u> (6)（略） (7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあっては、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項） (8) ～ (12)（略） 7-92-2～7-92-4（略） 7-92-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） 7-92-5-1 装備要件 (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造	⑬ 走行中に使用しない灯火 (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項） ①～⑨（略） <u>(新設)</u> ⑩ 走行中に使用しない灯火 (3) ～ (4)（略） (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項） ①～⑭（略） <u>(新設)</u> (6)（略） (7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあっては、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項） (8) ～ (12)（略） 7-92-2～7-92-4（略） 7-92-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） 7-92-5-1 装備要件 (1) ～ (4)（略） (5) 自動車には、<u>配光可変型前照灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造

新	旧
を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>① 配光可変型前照灯</u> <u>② 方向指示器</u> <u>③ 補助方向指示器</u> <u>④ 非常点滅表示灯</u> <u>⑤ 緊急自動車の警光灯</u> <u>⑥ 道路維持作業用自動車の灯火</u> <u>⑦ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）</u> <u>⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (9) (略) 7-92-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係) 7-92-6-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>① 配光可変型前照灯</u> <u>② 方向指示器</u> <u>③ 補助方向指示器</u> <u>④ 非常点滅表示灯</u> <u>⑤ 緊急自動車の警光灯</u> <u>⑥ 道路維持作業用自動車の灯火</u> <u>⑦ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）</u> <u>⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に	を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (9) (略) 7-92-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係) 7-92-6-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、<u>配光可変型前照灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）</u>、<u>自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に

新	旧
表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-92-7-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、<u>次に掲げる灯火</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>① 配光可変型前照灯</u> <u>② 方向指示器</u> <u>③ 補助方向指示器</u> <u>④ 非常点滅表示灯</u> <u>⑤ 緊急自動車の警光灯</u> <u>⑥ 道路維持作業用自動車の灯火</u> <u>⑦ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）</u> <u>⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-93～7-97 (略) 7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 (略) 7-98-2 性能要件	表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-92-7-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、<u>配光可変型前照灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u>を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-93～7-97 (略) 7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 (略) 7-98-2 性能要件

新	旧
(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。(細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係) (2) (略) 7-98-3～7-98-5 (略) 7-98-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項関係) ①～⑦ (略) 7-98-6-1 (略) 7-98-6-2 性能要件 (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 (2) (略) 7-98 の 2 (略) 7-98 の 3 事故自動緊急通報装置 7-98 の 3-1 (略) 7-98 の 3-2 性能要件（書面等による審査） 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35. (通報先に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 7-98 の 3-3 (略)	(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。(細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係) (2) (略) 7-98-3～7-98-5 (略) 7-98-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項関係) ①～⑦ (略) 7-98-6-1 (略) 7-98-6-2 性能要件 (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 (2) (略) 7-98 の 2 (略) 7-98 の 3 事故自動緊急通報装置 7-98 の 3-1 (略) 7-98 の 3-2 性能要件（書面等による審査） <u>自動車（次に掲げるものを除く。）に備える</u>事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35. (通報先に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係) <u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u> <u>③ ①から②までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u> <u>⑤ ④の自動車の形状に類する自動車</u> <u>⑥ 二輪自動車</u> <u>⑦ 側車付二輪自動車</u> <u>⑧ 三輪自動車</u> <u>⑨ 大型特殊自動車</u> <u>⑩ 被牽引自動車</u> 7-98 の 3-3 (略)

新	旧
7-98 の 3-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-98 の 3-5①の規定を適用する。(適用関係告示第 51 条の 4 項関係) ①～③ (略) <u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 6 月 30 日以前のもの</u> 7-98 の 3-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 4 項関係) ①～③ (略) <u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 6 月 30 日以前のもの</u> 7-98 の 4 側方衝突警報装置 7-98 の 4-1 装備要件 <u>(1) 次に掲げる自動車 ((2) の自動車を除く。) には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し 7-98 の 4-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 9 関係)</u> ① <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t を超えるもの</u> ② <u>①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u> <u>(2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。(保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 145 条の 5 関係)</u> ① <u>被牽引自動車</u> ② <u>道路維持作業用自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの</u> ③ <u>道路維持作業用自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの</u> ④ <u>緊急自動車であって、車両前部に特殊な装備を有するもの</u> ⑤ <u>緊急自動車であって、車両左側に特殊な装備を有するもの</u> 7-98 の 4-2 性能要件 (書面等による審査) <u>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00 の 5. (5.2. を除く。) 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 145 条の 5 関係)</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 7-98 の 4-3 欠番 7-98 の 4-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車については、7-98 の 4-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 51 条の 5 関係)</u>	7-98 の 3-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-98 の 3-5①の規定を適用する。(適用関係告示第 51 条の 4 項関係) ①～③ (略) <u>(新設)</u> 7-98 の 3-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 4 項関係) ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
44 条第 1 項関係) 7-99-2 性能要件 7-99-2-1 (略) 7-99-2-2 書面等による審査 (1) 7-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S6 の 6. 2. (6. 2. 1. 3. を除く。) 6. 3. <u>(6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。)</u> 及び 16. (16. 1. 1. 、16. 1. 5. から 16. 1. 6. 、16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係) (2) ～ (4) (略) 7-99-3 取付要件 7-99-3-1 (略) 7-99-3-2 書面等による審査 (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係) ① (略) ② UN R46-04-S6 の 15. 、16. 1. 1. 、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合すること。 (2) (略) 7-99-4～7-99-8 (略) 7-100～7-102 (略) 7-103 消火器 7-103-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 放射性同位元素等<u>の規制</u>に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号) 第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物 (L 型輸送物を除き、同条第 2 項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物を含む。) を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和 52 年運輸省令第 33 号) 第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号) 第 3 条に規定する核燃料輸送物 (L 型輸送物を除く。) 若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和 53 年運輸省令第 72 号) 第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (保安基準第 47 条第 1 項第 6 号) ⑦～⑨ (略) 7-103-2～7-103-6 (略)	44 条第 1 項関係) 7-99-2 性能要件 7-99-2-1 (略) 7-99-2-2 書面等による審査 (1) 7-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S5 の 6. 2. (6. 2. 1. 3. を除く。) 6. 3. 及び 16. (16. 1. 1. 、16. 1. 5. から 16. 1. 6. 、16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係) (2) ～ (4) (略) 7-99-3 取付要件 7-99-3-1 (略) 7-99-3-2 書面等による審査 (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係) ① (略) ② UN R46-04-S5 の 15. 、16. 1. 1. 、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合すること。 (2) (略) 7-99-4～7-99-8 (略) 7-100～7-102 (略) 7-103 消火器 7-103-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 放射性同位元素等<u>による放射線障害の防止</u>に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号) 第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物 (L 型輸送物を除き、同条第 2 項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物を含む。) を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和 52 年運輸省令第 33 号) 第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号) 第 3 条に規定する核燃料輸送物 (L 型輸送物を除く。) 若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和 53 年運輸省令第 72 号) 第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (保安基準第 47 条第 1 項第 6 号) ⑦～⑨ (略) 7-103-2～7-103-6 (略)

新	旧
7-104～7-113（略） 7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係） ①～⑤（略） ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-S15 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S15 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 7-114-2～7-114-4（略） 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係） 7-114-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④（略） ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-S15 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S15 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 7-115～7-116（略）	7-104～7-113（略） 7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係） ①～⑤（略） ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-S14 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S14 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 7-114-2～7-114-4（略） 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係） 7-114-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④（略） ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-S14 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S14 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 7-115～7-116（略）

新	旧
第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-14（略） 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 装備要件 （1）～（3）（略） （4）（1）の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係） ①（略） ② <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ③～④（略） 8-15-2～8-15-3（略） 8-15-4 適用関係の整理 （1）～（13）（略） （14）次に掲げる自動車については、8-15-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） ① <u>指定自動車等以外の自動車であって</u>、貨物の運送の用に供する車両総重量が 12t を超え、かつ、車軸の数が 4 以上のもの（車両総重量が 25t 以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が 19.5 インチ以下であるものを除く。） ②～⑤（略） 8-15-5～8-15-18（略） 8-16～8-23（略） 8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 （1）～（4）（略） （5）圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-14（略） 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 装備要件 （1）～（3）（略） （4）（1）の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係） ①（略） ② 貨物の運送の用に供する <u>指定自動車等以外の自動車であって</u> 車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ③～④（略） 8-15-2～8-15-3（略） 8-15-4 適用関係の整理 （1）～（13）（略） （14）次に掲げる自動車については、8-15-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） ① 貨物の運送の用に供する <u>指定自動車等以外の自動車であって</u> 車両総重量が 12t を超え、かつ、車軸の数が 4 以上のもの（車両総重量が 25t 以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が 19.5 インチ以下であるものを除く。） ②～⑤（略） 8-15-5～8-15-18（略） 8-16～8-23（略） 8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 （1）～（4）（略） （5）圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

新	旧																																																
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3） <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>最高充填圧力（MFP）</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> <tr> <td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ②～⑦（略） (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>最高充填圧力（MFP）</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力（MFP）		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月	(略)	(略)	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力（MFP）		公称使用圧力（NWP）		なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> <tr> <td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ②～⑦（略） (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	(新設)		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月	(略)	(略)	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	(新設)		公称使用圧力（NWP）	
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
充填可能期限	年 月																																																
最高充填圧力（MFP）																																																	
公称使用圧力（NWP）																																																	
検査有効期限	年 月																																																
(略)	(略)																																																
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
充填可能期限	年 月																																																
最高充填圧力（MFP）																																																	
公称使用圧力（NWP）																																																	
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
充填可能期限	年 月																																																
(新設)																																																	
公称使用圧力（NWP）																																																	
検査有効期限	年 月																																																
(略)	(略)																																																
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
充填可能期限	年 月																																																
(新設)																																																	
公称使用圧力（NWP）																																																	

新			旧		
検査有効期限		年 月	検査有効期限		年 月
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）			イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）		
(略)		(略)	(略)		(略)
②～⑦ (略)			②～⑦ (略)		
8-24-1-2 (略)			8-24-1-2 (略)		
8-24-2～8-24-4 (略)			8-24-2～8-24-4 (略)		
8-25～8-40 (略)			8-25～8-40 (略)		
8-41 座席ベルト等			8-41 座席ベルト等		
8-41-1 (略)			8-41-1 (略)		
8-41-2 性能要件（視認等による審査）			8-41-2 性能要件（視認等による審査）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 8-41-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 186 条第 6 項関係）			(4) 8-41-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 186 条第 6 項関係）		
①～② (略)			①～② (略)		
(3) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、8-41-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(4) 及び (5) の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係）			(新設)		
(4) (3) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 186 条第 8 項関係）			(2) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) の規定の適用を受けない座席（8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 186 条第 8 項関係）		

新	旧				
①～②（略） <u>(5)</u>（略） <u>(削除)</u> ※8-41-2（2）へ移動 <u>(6) (3) に規定する</u>座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係） ①～②（略） <u>(7)</u> 座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、<u>(2)</u> 及び (5) に掲げる基準に適合するものとする。（細目告示第186条第7項、第11項関係） 8-41-3～8-41-4（略） 8-42 座席ベルト非装着時警報装置 8-42-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係） <table border="1"> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-<u>08</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-<u>08</u> の <u>15.4.2.</u> に定める座席に備えるもの ア～イ（略） 8-42-2～8-42-4（略） 8-43（略） 8-44 年少者用補助乗車装置等	（略）		①～②（略） <u>(3)</u>（略） <u>(4)</u> 8-41-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第186条第6項関係） ①～②（略） <u>(5) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）が発突等による衝撃を受けた場合において、(1) の規定の適用を受けない座席（8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える</u>座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。（保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係） ①～②（略） <u>(6)</u> 座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、<u>(4)</u> 及び (5) に掲げる基準に適合するものとする。（細目告示第186条第7項、第11項関係） 8-41-3～8-41-4（略） 8-42 座席ベルト非装着時警報装置 8-42-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係） <table border="1"> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-<u>07-S3</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-<u>07-S3</u> の <u>15.6.</u> に定める座席に備えるもの ア～イ（略） 8-42-2～8-42-4（略） 8-43（略） 8-44 年少者用補助乗車装置等	（略）	
（略）					
（略）					

新	旧
8-44-1 (略) 8-44-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 188 条第 2 項関係) ①～③ (略) ④ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が 8-41-2 (4) の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) 8-44-3～8-44-4 (略) 8-45～8-55 (略) 8-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 8-56-1 性能要件（視認等による審査） (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については②及び③の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 197 条第 2 項関係) ① (略) ② 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。	8-44-1 (略) 8-44-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 188 条第 2 項関係) ①～③ (略) ④ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が 8-41-2 (3) の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。 ア～イ (略) ⑤ (略) 8-44-3～8-44-4 (略) 8-45～8-55 (略) 8-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 8-56-1 性能要件（視認等による審査） (1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については②及び③の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 197 条第 2 項関係) ① (略) ② 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

新	旧
ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの（ア）～（イ）（略） イ（略） ③ 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア（略） イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ④（略） (2)（略） 8-56-2～8-56-4（略） 8-57～8-61（略） 8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が <u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。</u>（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>） 8-62-2～8-62-3（略） 8-63 すれ違い用前照灯 8-63-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 24 項関係</u>） ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が <u>UN R149-00 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車</u> ②（略）	ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により <u>7-55 の</u>基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの（ア）～（イ）（略） イ（略） ③ 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア（略） イ 公的試験機関が証明する書面により、<u>自動車の種別に応じて適用される 7-55 の</u>基準に適合していることが明らかであるもの ④（略） (2)（略） 8-56-2～8-56-4（略） 8-57～8-61（略） 8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） 8-62-2～8-62-3（略） 8-63 すれ違い用前照灯 8-63-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係） ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車 ②（略）

新	旧
8-63-2～8-63-3 （略）	8-63-2～8-63-3 （略）
8-64～8-91 （略）	8-64～8-91 （略）
8-92 その他の灯火等の制限	8-92 その他の灯火等の制限
8-92-1 装備要件	8-92-1 装備要件
自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係）	自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係）
(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 2 項）	(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 2 項）
①～②（略）	①～②（略）
<u>②③ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>②④ 走行中に使用しない灯火</u>	<u>②③ 走行中に使用しない灯火</u>
(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）	(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）
①～⑨（略）	①～⑨（略）
<u>⑩ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>⑪ 走行中に使用しない灯火</u>	<u>⑩ 走行中に使用しない灯火</u>
(3) ～ (4)（略）	(3) ～ (4)（略）
(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項）	(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項）
①～②③（略）	①～②③（略）
<u>②④ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm²以下のものに限る。）</u>	<u>（新設）</u>
(6) ～ (12)（略）	(6) ～ (12)（略）
8-92-2～8-92-4 （略）	8-92-2～8-92-4 （略）
8-93～8-97 （略）	8-93～8-97 （略）
8-98 車線逸脱警報装置	8-98 車線逸脱警報装置
8-98-1 装備要件	8-98-1 装備要件

新	旧
専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）	専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）
8-98-2 性能要件 (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 2 関係） ①～②（略） 8-98-3～8-98-4（略） 8-98 の 2～8-98 の 3（略）	8-98-2 性能要件 (1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u>（細目告示第 223 条の 2 関係） ①～②（略） 8-98-3～8-98-4（略） 8-98 の 2～8-98 の 3（略）
8-98 の 4 側方衝突警報装置 8-98 の 4-1 装備要件 <u>(1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し 7-98 の 4-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係）</u> ① <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が 8t を超えるもの</u> ② <u>①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u> <u>(2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 関係）</u> ① <u>被牽引自動車</u> ② <u>道路維持作業用自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</u> ③ <u>道路維持作業用自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</u> ④ <u>緊急自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</u> ⑤ <u>緊急自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</u> 8-98 の 4-2 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 5 関係）</u> ① <u>側方衝突警報装置の作動中は、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、側方衝突警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のな</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>いものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 8-98 の 4-3 欠番 8-98 の 4-4 適用関係の整理 <u>7-98 の 4-4 の規定を適用する。</u> 8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S6 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） 8-99-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-99-1 のただし書の自動車の備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S6（15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） (2) ～ (6)（略） 8-99-3～8-99-4（略） 8-100～8-102（略） 8-103 消火器 8-103-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係） ①～⑤（略） ⑥ 放射性同位元素等の<u>規制</u>に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除き、同条第 2 項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車（保安基準第 47 条第 1 項第 6 号） ⑦～⑨（略） 8-103-2～8-103-4（略）	8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S5 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） 8-99-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-99-1 のただし書の自動車の備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S5（15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） (2) ～ (6)（略） 8-99-3～8-99-4（略） 8-100～8-102（略） 8-103 消火器 8-103-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係） ①～⑤（略） ⑥ 放射性同位元素等の<u>による放射線障害の防止</u>に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除き、同条第 2 項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車（保安基準第 47 条第 1 項第 6 号） ⑦～⑨（略） 8-103-2～8-103-4（略）

新					旧				
8-104～8-116（略）					8-104～8-116（略）				
第9章～第11章（略）					第9章～第11章（略）				
別表1～別表9（略）					別表1～別表9（略）				
様式1～様式13（略）					様式1～様式13（略）				
別添1（略）					別添1（略）				
別添2（4-13 関係）					別添2（4-13 関係）				
新規検査等提出書面審査要領					新規検査等提出書面審査要領				
1. ～3.（略）					1. ～3.（略）				
4. 事前届出対象自動車					4. 事前届出対象自動車				
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。					本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。				
(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）					(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）				
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。					新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。				
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。					ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。				
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。					また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。				
①～⑥（略）					①～⑥（略）				
保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）	（略）	第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
	6-31 の 2、 7-31 の 2 転覆時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則	（略）		6-31 の 2、 7-31 の 2 転覆時の車 枠及び車体 の乗員保護 性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る技術基準	（略）

新						旧					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 32 条 前照灯等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 32 条 前照灯等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	6-64、7-64 配光可変型 前照灯	(略)	(略)	(略)	(略)		6-64、7-64 配光可変型 前照灯	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	○	二			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 43 条 の 8 事故自動 緊急通報 装置	7-98 の 3 事故自動緊 急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則	○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第 43 条 の 9 側方衝突 警報装置	7-98 の 4 側方衝突警 報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則	○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～注 2 (略) (2) ～ (5) (略) 5. (略) 附則 1～附則 4 (略) 第 1 号様式～第 10-3 号様式 (略) 別表第 1 (略) 別紙 1 (略) 別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～9. (略)						注 1～注 2 (略) (2) ～ (5) (略) 5. (略) 附則 1～附則 4 (略) 第 1 号様式～第 10-3 号様式 (略) 別表第 1 (略) 別紙 1 (略) 別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～9. (略)					

新				旧			
別表第 1（別添 3 の 6. 12. 関係）				別表第 1（別添 3 の 6. 12. 関係）			
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6. 12. 1.（1）⑧に該当する書面の例	保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6. 12. 1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-24 高 圧 ガ ス の 燃 料 装 置	（略）	（略）	第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-24 高 圧 ガ ス の 燃 料 装 置	（略）	（略）
		<u>UN R110-04</u> <u>圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則</u>	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R110-04 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R110-04 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 22 条 座席	7-39 座席	（略）	（略）	第 22 条 座席	7-39 座席	（略）	（略）
		<u>UN R17-09</u> <u>座席及び座席取付装置に係る協定規則</u>	① <u>COC ペーパー</u> ・M ₁ カテゴリ、M ₂ カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M ₁ カテゴリ、M ₂ カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R17-09 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R17-09 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> ◇ <u>現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）</u> ◇ <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。）</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
第 22 条の 3 座席ベルト等	7-41 座 席 ベ ル ト 等	（略）	（略）	第 22 条の 3 座席ベルト等	7-41 座 席 ベ ル ト 等	（略）	（略）
		UN R14-08 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> ◇ <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210</u>			UN R14-08 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> <u>（新設）</u>
		UN R14-09 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R14-09 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R14-09 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> ◇ <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 210、CMVSS 210</u>			UN R14-09 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R14-09 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R14-09 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> <u>（新設）</u>
		（略）	（略）			（略）	（略）
		<u>UN R16-08</u> <u>座席ベルトに係る協定規則</u>	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点の <u>カテゴリーが確認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R16-08 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R16-08 に基づく㊥マークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u> ◇ <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 209、CMVSS 209</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

新				旧			
第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	7-44 年少者用補助乗車装置等	(略) UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	(略) ① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVT A ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく認定証 ④ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく㊥マークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 ・PASS、GVWR が 3,855kg (8,500 ポンド) 以下の MPV・TRUCK 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 225、CMVSS 225	第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	7-44 年少者用補助乗車装置等	(略) UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	(略) ① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVT A ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく認定証 ④ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく㊥マークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 32 条 前照灯等	7-64 配光可変型前照灯	(略) UN R149 照射灯火の統一規定に係る協定規則 (配光可変型前照灯に係る部分に限る。)	① COC ペーパー ② WVT A ラベル又はプレートを撮影した写真等 ③ UN R149-00 に基づく認定証 ④ UN R149-00 に基づく㊥マークを撮影した写真等	第 32 条 前照灯等	7-64 配光可変型前照灯	(略) (新設)	(略) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	7-98 の 3 事故自動緊急通報装置	UN R144-00 事故自動緊急通報装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVT A ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R144-00 に基づく認定証 ④ UN R144-00 に基づく㊥マークを撮影した写真等	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)
第 43 条の 9 側方衝突警報装置	7-98 の 4 側方衝突警報装置	UN R151-00 側方衝突警報装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVT A ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R151-00 に基づく認定証 ④ UN R151-00 に基づく㊥マークを撮影した写真等	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ～ (4) (略)				備考 (1) ～ (4) (略)			

新	旧																																								
別表第 2～別表第 3（略）	別表第 2～別表第 3（略）																																								
第 1 号様式～第 17 号様式（略）	第 1 号様式～第 17 号様式（略）																																								
別添 4～別添 15（略）	別添 4～別添 15（略）																																								
別添 16（11-1 関係）	別添 16（11-1 関係）																																								
業務量統計システム報告要領	業務量統計システム報告要領																																								
1. ～2.（略）	1. ～2.（略）																																								
3. 報告方法	3. 報告方法																																								
（1）2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。	（1）2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。																																								
<table><tr><td>報告事項</td><td>報告者</td><td>報告先</td><td>報告頻度</td><td>報告期限</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>新規検査等届出書面 届出実績</td><td>地方検査部検査課 又は地方事務所</td><td>本部検査部検査課</td><td>毎月</td><td>翌月 10 日</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	新規検査等届出書面 届出実績	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	毎月	翌月 10 日	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<table><tr><td>報告事項</td><td>報告者</td><td>報告先</td><td>報告頻度</td><td>報告期限</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
新規検査等届出書面 届出実績	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部検査部検査課	毎月	翌月 10 日																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
（2）（略）	（2）（略）																																								
4.（略）	4.（略）																																								
附則（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）	附則（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）																																								
1. ～12.（略）	1. ～12.（略）																																								
（略）	（略）																																								
附則（平成 31 年 2 月 28 日規程第 17 号）	附則（平成 31 年 2 月 28 日規程第 17 号）																																								
1. ～2.（略）	1. ～2.（略）																																								
3. 平成 31 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。	3. 平成 31 年 9 月 30 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。																																								
（略）	（略）																																								
■一括改正事項																																									
・別添 2、別添 3 及び別添 4 で規定されている様式中、「日本工業規格」を「日本産業規格」へ変更する。																																									

附則（令和元年10月15日規程第42号）

- この規程は、令和元年10月15日から施行する。
- 令和元年10月14日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車であって、令和元年10月15日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、1-3中「幼児専用車」の規定は適用しないことができる。

なお、「令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。

- ① 令和元年 10 月 14 日において幼児専用車として使用の過程にある自動車
- ② 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
- ③ 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車